萩月報

第四十四號

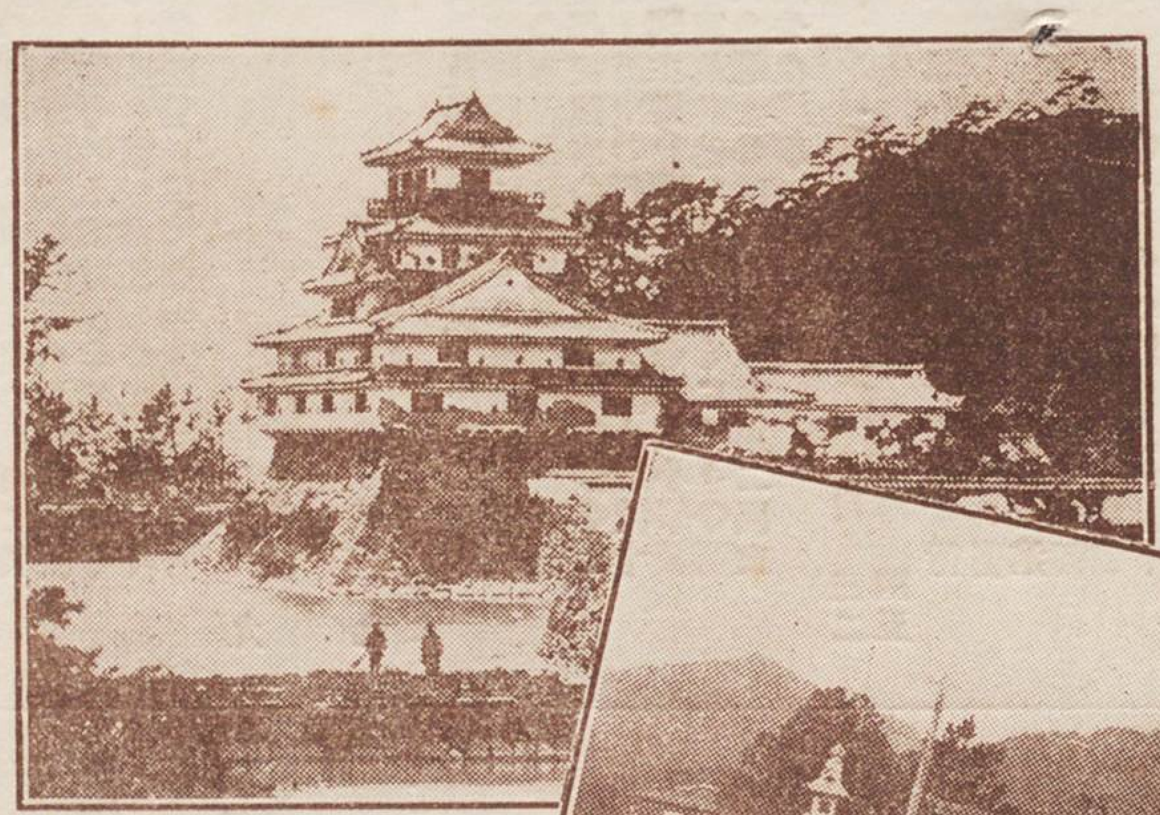

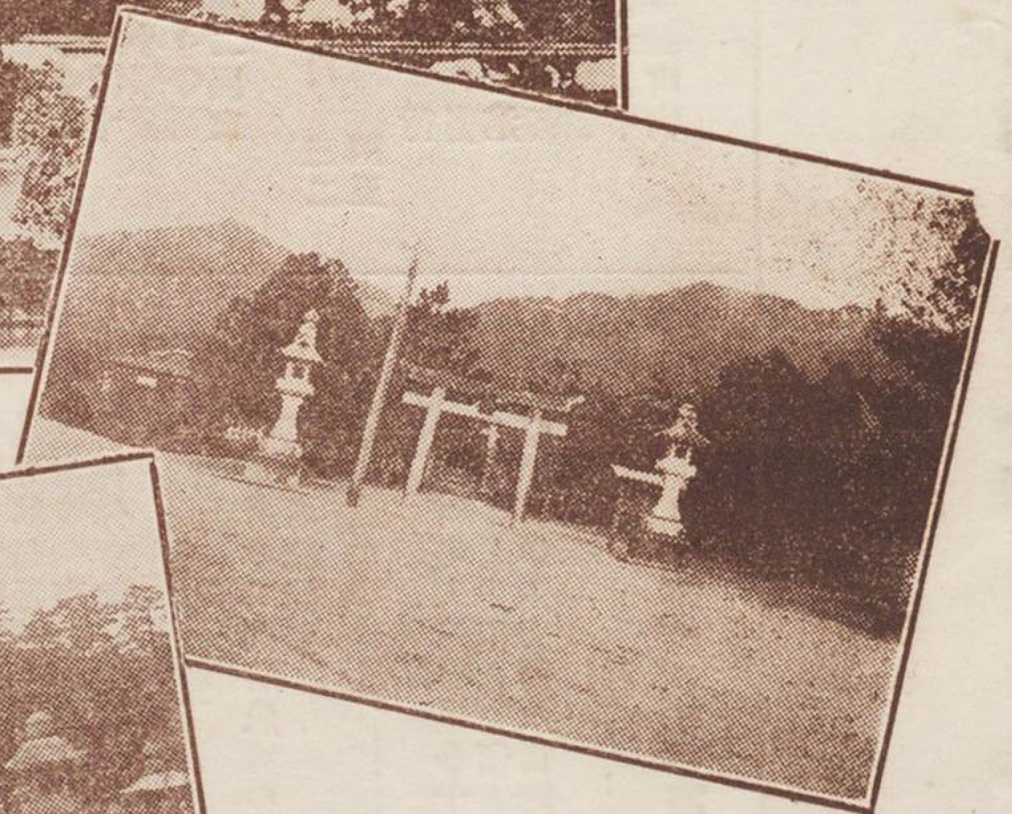

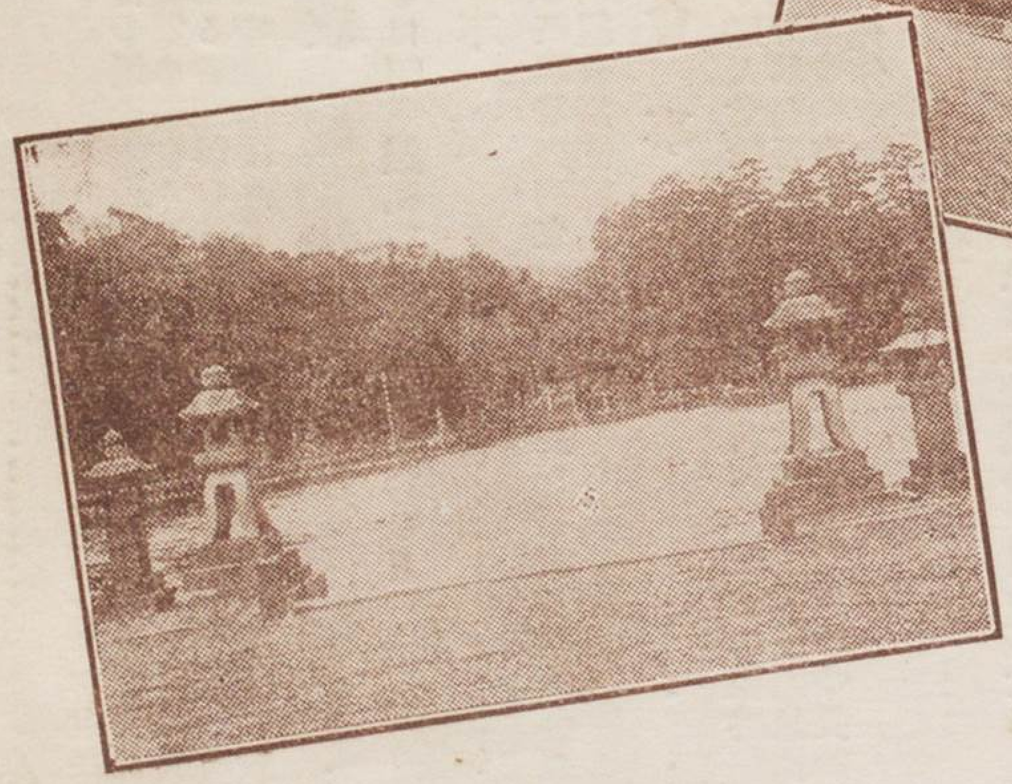

昭和六年十一月號

山口縣萩町發行

昭和六年十一月十三日印刷納本　昭和五年五月六日第三種郵便物認可
昭和六年十一月十五日發行（毎月一回十五日發行）
第四十四號

萩圖書館藏書印
昭和六年十一月十八日 萩圖

目次

時事提唱……自一 至二

庶般行政……自三 至九
◇宮廷錄事◇萩町に於ける縣會議員總選擧の狀況◇萩町に於ける阿武郡選擧區內縣會議員總選擧開票の狀況◇縣會議員當選者◇町會議員の辭職◇十一月中發令の主要法規◇國の法規◇縣の法規◇萩町告示の主なるもの◇叙任及辭令◇松陰神社々務所及休憩所改築認可◇自治懇談會に就て◇感謝

旌表……九
◇紺綬褒章飾版下賜

學事……自九 至三二
◇勳記傳達◇短期現役小學校教員俸給費國庫負担法に依る交付金◇學務委員會開催◇兒童遊園設置に關する協議會◇萩商業學校生徒トラホーム患者數◇本縣學務部長萩商業學校視察◇文部省商工教育課長萩商業學校視察◇泰桓公二百年祭◇明倫校來校視察者◇椿東小學校十月中の行事◇越ケ濱小學校十月中の行事◇越ケ濱女子青年團主婦會聯合總會◇木間小學校十月中の行事◇玉江浦青年宿寫眞其他を寄贈せしに就き◇明治神宮に於ける青年團競技大會選士◇廣島縣教育會第二回史蹟研究團員來萩◇感謝◇松陰先生逸事

產業……自三二 至四五
◇漁業組合及同聯合會規約例公示◇大日本山林大會視察旅行團來萩◇第三回一府七縣林產共進會◇第七回八ケ町村聯合畜產共進會出品牛◇第十二回兵庫縣主催中國六縣聯合畜產共進會出品◇萩町養蠶實行組合の設立◇萩町夏秋蠶の成績◇志都岐公園の櫻樹に就て◇昭和六年十月中町立萩魚市場賣買取扱高◇十月中の氣象◇十月中風向觀測◇十月中天氣類別日數◇緣肥の栽培◇十月中萩町物價◇今月の園藝行事

軍事……自四五 至五四
◇在鄕軍人の進級◇勤務演習召集◇兵事主任集會◇現役兵入營◇選士派遣◇現役兵及第一補充兵證書交付式◇時局講演會開催◇昭和六年度現役兵一家より多數の兵役服務者を出したる者表彰◇陸軍見習主計召募◇陸軍經理部依託學生召募◇航空機操縱生募集◇陸軍恤兵金品取扱方に就て◇失明者檢診

財政經濟……五四
◇自轉車鑑札を無効となしたる者

土木交通……自五四 至五五
◇萩驛着終列車の運轉延長を存續方請願◇萩町一の堰普通水利組合創立委員指定

社會事象……自五五 至五八
◇婦人會幹部協議會◇故西村秀造翁頌德碑除幕式◇長門峽發昌寺移轉再建報告の典並故田中大將三週忌法會執行◇帝展入選者◇火事◇公人及私人火の元用心◇長門峽探勝者◇假埋葬死体引渡

衛生……自五九 至六〇
◇十月中傳染病患者の狀況◇十月中死亡者埋火葬別◇十月中死亡者病類別

人事……自六〇 至六一
◇萩町の人口動態◇十月中出生屆出の者◇十月中死亡屆出の者◇十月中出入寄留者數統計◇十月中出寄留及退去屆出の者◇十月中入寄留及復歸屆出の者◇受刑者

雜事……自七一 至七二
◇十月中萩町日誌◇讀者の聲

時事提唱

地租法の制定に依り從來の課稅標準となれる地價を廢止し新に賃貸價格を以て課稅標準とせられたると地租率變更の關係上其の稅額に於て尠からざる變動を來したのである今萩町に於ける地租に就て見るに宅地租に在りては地價に比較して著しく賃貸價格の增加したると從來の租率百分の二、五を百分の四、〇（昭和七年度は百分の三、八となる）に引上げられたる爲金六千七百九拾壹圓を增加し次に田畑租に在りては同樣賃貸價格の增加したるに拘らす租率の百分の四、五を百分の四、〇（昭和七年度は百分の三、八となる）に減率されたる結果金九百四拾七圓を減額することゝなり宅地田畑租を除きたる其の他の地租に在りては之亦同樣賃貸價格の增加したるに反し租率の百分の五、五を百分の四、〇（昭和七年度は百分の三、八となる）に引下げられたる結果金五百五拾五圓の減額を來し以上萩町內地租の總額に於て差引金五千貳百八拾九圓の增額を示すに至つたのである是等地租額の增加せる地方は主として橋本町、御許町、唐樋町、東田町、西田町及吉田町等の本通筋並香川津、椿町の方面であつて就中其の差增額の最も甚しきものは從來の地租額の三倍乃至四倍に迄昇れる箇所もある譯である而して右の新地租法に依る宅地租の第一期納期は十一月であつて其の納稅告知書は今回配付する筈であるから稅額に付質疑のある方は早速に當町役場の稅務課又は區長役場に就き聞合せられたいことを希望する次第である

萩町の衆議院議員選擧人名簿及町會議員選擧人名簿は先頃其の調製を了り今五日より十九日まで十五日間町役場に於て關係者の縱覽に供することゝしてある之を昨年の有權者數に比較するときは衆議院議員の選擧

人に於て九十三人町會議員の選擧人に於て九十六人を何れも增加したのである是は要するに各區長役塲に於ける選擧有權者の調査が能く徹底し來りたることゝ昭和五年以來外來者多き爲萩町の人口が著しく增加し來りたるに因るものゝ如く認めらるゝのである各位は縱覽期間中篤と此の調査を遂けられて一人たりとも故なく選擧資格を喪失する者の無き樣にしたいと思ふ茲に更めて注意を喚起して置く次第である

萩町の產業方面に付讀者各位に披露し置くことが二つある其の一つは本年十月神戶市に於て開設せられたる一府七縣の林產共進會に際し萩町より町有林野經營の狀況を詳具したるものを出品した所今回審査の結果特等賞を受くるの光榮を得たことであつて此の優賞は本縣下多數同種類の出品中萩町のみが之を領得した譯である此の林野經營なるものは大正十二年萩町合同以後本縣知事の認可を受け爾來每年度町會の議決を經て基本財產造成費なる豫算に依り事業を遂行し且其の間に於て町有林野整理委員諸氏の一方ならさる盡力を蒙り今日の効績を齎した次第である今一つは縱來より畜牛の改良に付尠からさる努力を拂ひ來つた木間區に於ては今回愈々其の効果が顯著となり曩に姬路市に開設の中國六縣畜產共進會に際し同區中村健一氏の出品したるアンガス系改良和種は本縣內多數の出品牛中此の一頭のみが最高級の一等賞に入進し高價格を以て農林省の買上けとなつたのである此の木間區は今後畜牛の改良に付一層良好の成績を贏ち得る見込があるから敢て當業者諸氏の奮起を促し置く次第である

庶般行政

◉宮廷錄事

◎十月五日宮內省告示第二十五號を以て李鍵公殿下十月五日正五位伯爵廣橋眞光家族誠子と結婚せらる旨公示ありたり

◎賢所皇靈殿神殿に謁するの儀　文憲王殿下十月六日午前十時三十分　賢所　皇靈殿　神殿に謁するの儀を行はせられたり

◎神嘗祭賢所の儀　十月十七日神嘗祭賢所の儀を行はせらる

◎御救恤　九月二十一日埼玉群馬兩縣下地震の爲被害不尠趣聞召され御救恤として　天皇　皇后兩陛下より金壹封宛兩縣へ下賜せられたり

◎皇后宮行啓　皇后陛下は十月十四日午前九時四十五分御出門官幣大社明治神宮御參拜同十時三十分原宿驛御發車同十一時四十五分東淺川驛御著車多摩陵へ御參拜午后一時五十五分東淺川驛御發車同三時五分原宿驛御著車同三時二十五分還御あらせられたり

◎皇后宮行啓　皇后陛下は十月十五日午後零時五十分御出門帝國美術院第十二回美術展覽會へ行啓午后四時二十分還御あらせられたり

◎行幸　天皇陛下は十月二十日午前十時御出門警視廳へ行幸同十一時二十分還幸あらせられたり

◎行幸　天皇陛下は十月二十一日午后零時五十分御出門海軍技術研究所へ行幸午后四時還幸あらせられたり

◎朝見の儀　李鍵公同妃兩殿下十月二十二日午前十時三十分結婚式後の參內朝見の儀同十一時十五分皇太后に朝見の儀を濟ませられたり

◎公族御參拜　李鍵公同妃兩殿下結婚の禮を濟ませられたるに付十月二十三日午前十時三十分　賢所皇靈殿　神殿拜禮あらせられたり

◉萩町に於ける縣會議員總選擧の狀況

十月五日午前七時より午後六時迄萩區投票所は明倫小學校講堂に於て投票管理者林町長投票立會人本永太朗、三輪音吉、石川利吉の三氏、椿東區投票所は椿東記念館に於て投票管理者宮崎助役投票立會人坂秀輔、村木五一郎、竹內槌藏の三氏、椿區投票所は椿西小學校に於て投票管理者平川町書記投票立會人大津友太郎、山本幾一、堀信三の三氏越ヶ濱區投票所は管理者岡田町書記投票立會人富田德松、兼本武吉、田中宗吉の三氏、山田區投票所は投票管理者岡收入役投票立會人山根信吉、上利久一、中村初次郎の三氏木間區投票所は投票管理者三村町書記投票立會人山縣卯助、有田作二、山村禰助の三氏立會の下に何れも投票を開始し午后六時に至り一齊に投票所を閉鎖し町公會堂に於ける阿武郡選擧會場に夫々滯りなく投票函を送致したり

各投票所に於ける投票者數及棄權者數左の如し

種別／投票區	萩區	椿東區	越ヶ濱區	椿、區	山田區	木間區	計
名簿確定數	二、九七三人	一、四六六人	五三四人	五四三人	八三六人	一五五人	六、五〇七人
當日有權者數	二、八八六	一、四二〇	五一八	五二六	八二一	一五二	六、三二三
投票數	二、二九三	九一二	二八六	四四四	四八九	一三八	四、五六二
棄權者數	五九三	五〇八	二三二	八二	三三二	一四	一、七六一
棄權者率	二割〇五	三割五七	四割四八	一割五六	四割〇四	〇割〇九	二割七八

◉萩町に於ける阿武郡選擧區內縣會議員總選擧開票の狀況

十月六日午前七時より町公會堂に於て阿武郡選擧區を區域とする同選擧會を開設選擧長三木地方事務官選擧立會人松本雅樂、三輪錄郎、田中光次郎、宮崎忠雄四氏列席の下に開票を行ひ午後六時全く終了せり

◉縣會議員當選者

十月十六日山口縣告示第七百三十號を以て昭和六年十月執行の總選擧に於て縣會議員に當選書を附與したる公示の內阿武郡關係の者左の如し

阿武郡吉部村大字吉部第四千四百八十二番地　內田利一

阿武郡萩町江向四百二十二番地　山本勉彌

阿武郡萩町大字椿東二千四百六十三番地　厚東常吉

右の外萩町出身者にして下關市選擧區に於て當選したる者左の如し

下關市大字伊崎町八十四番地　古屋勘五郎

◉町會議員の辭職

吉岡龍一氏は十月十三日付を以て一身上の都合に依り萩町會議員を辭職したり

□十月中發令の主要法規□

◉國の法規

◎十月八日文部省告示第三百九十九號を以て昭和七年度以降供給する小學校敎科用圖書の定價の件公布

◎十月九日法律第六十八號を以て耕地整理法中改正の件公布

◎十月九日法律第六十九號を以て農會法中改正の件公布

◎十月九日勅令第二百五十四號を以て大正十一年勅令第三百五十八號農會法第三十條の規定に依る異議の申立、訴願及行政訴訟に關する件中改正の件公布

◎十月十日陸軍省令第十四號を以て今回の滿洲事變に關し關東州又は滿洲に在りて勤務する昭和四年徵集の陸軍現役兵（後期入營の步兵を除く）に對しては昭和六年陸軍省令第十二號に依る退營期日の變更及兵役法施行令第三十二條の規定に依る在營期間の短縮は之を行はざる旨公布（別項掲載）

◎十月十日農林省令第二十五號を以て耕地整理法施行規則中改正の件公布

◎十月二十日勅令第二百五十六號を以て滿洲事變に關し出動する陸軍人軍屬の給與に關する件公布

◎十月二十四日司法省令第三十一號を以て牧野組合登記取扱手續の件公布

◎十月二十九日勅令第二百五十八號を以て昭和七年一月一日より刑事補償法を施行するの件公布

◉縣の法規

◎十月十六日山口縣訓令第二十四號を以て昭和二年十二月山口縣訓令第五十二號衛生統計報告規程中改正の件公示

◎十月十六日山口縣告示第七百三十號を以て昭和六年十月執行の總選擧に於て縣會議員に當選書を附與したる件公示

◎十月二十日山口縣令第五十二號を以て昭和六年八月山口縣令第四十三號豚コレラ豫防に關する廢止の件公示

◎十月二十七日山口縣訓令第二十五號を以て國費支辯旅費減額支給規程の件公示

◎十月二十七日山口縣訓令第二十六號を以て明治四十二年九月出縣訓令內第五二〇號の二國費支辨に屬する食料支給規則中改正の件公示

◎十月二十六日山口縣令第五三號を以て狂犬病豫防週間の件公示

◎十月二十六日山口縣告示第七百五十二號を以て家畜傳染病豫防法第七條に依る狂犬病豫防注射執行の件公示

◎十月二十六日山口縣告示第七百五十二號を以て家畜傳染病豫防法第七條に依る狂犬病豫防法射執行の件公示

◎十月三十日山口縣告示第七百五十八號を以て阿武郡阿武川流域萩町地內一ノ堰水掛り一帶の地域を以て普通水利組合設置の必要を認め水利組合法第十條に依り組合關係區域を指定し組合創立委員を萩町長に命するの公示

◉萩町告示の主なるもの

◎町會議員辭職の件

◎狂犬豫防注射の件

◎土地賃貸價格縱覽の件

◎衆議院議員選擧人名簿縱覽の件

◎町會議員選擧人名簿縱覽の件

◉敍任及辭令

旅順要塞司令官陸軍中將。 厚東篤太郎
免本職

陸軍中將從四位勳二等 厚東篤太郎
補第十一師團長

臺灣總督府法院判官 石井 精一
陸敍高等官六等

金剛副長海軍中佐 田村 能介
橫須賀鎭守府附被仰付

愛宕艤裝員長海軍大佐 佐田 健一
補愛宕艦長

從四位勳二等功五級 藤田 鴻輔
敍正四位

正六位勳四等 香積 見弼
仝 南方 秋亮
敍從五位(各通)

從六位勳五等 石光 憲弌
敍正六位

正四位勳二等 橫田 郷助
敍從三位

從四位勳二等 厚東篤太郎
敍正四位

(萩町出身者)

正四位勳四等侯爵 木戸 幸一
敍從三位

(萩町出身者の分)

宮崎 歡平
敍勳八等授瑞寶章

(萩町關係者の分)

◉松陰神社々務所及休憩所改築認可

縣社松陰神社々務所移轉改築並休憩所新設の件曩に申請中の所十月十四日付本縣知事より認可の指令ありたり

◉自治懇談會に就て

今回本町々政の現狀並に今後に於ける町民の嚮ふべき覺悟を徹底さす方法の一手段として町長以下吏員と共に夜間を利用し各區に於て自治懇談會を開催することゝしその印刷物を完成せり內容次の如し

一、町村とはどんなものか
一、町村の事務とはどんなものか
一、町村の費用とはどんなものか
一、町役塲事務
一、小學校敎育事務
一、社會敎育事務
一、商業敎育事務
一、土木事務
一、衛生事務
一、產業奬勵事務
一、租稅徵收事務
一、營造物事務
一、中央政府其の他行政政廳の法令は何に依り知ることを得るか
一、其の他稅務、庶務、土木、學務、兵事、勤業、戶籍、社會の各課關係事務につき

◉感謝

◎當町立白水尋常高等小學校建築費として左記の通り金員の寄附ありたり茲に其の厚意を感謝す

金五拾圓　玉江第二區　野村　八郎
金五拾圓　唐樋町區　中村　敎介

◎當町北木間區小垰サヅ殿より木間尋常高等小學校備付用として柱時計壹箇寄附ありたり茲に其の厚意を感謝す

◎萩案內　百部　江向第二區　粟屋　芳亮殿

右本年十月二十日來萩の山林大會視察者に贈呈すべく萩町協賛會へ寄附　茲に其の厚意を感謝す

萩町濱崎新町第一區吉村寛一氏は萩町消防設備として纒一本を寄附さる茲に其の厚意を感謝す

因に寄附の纒は公設消防組第二部に備付けたり

旌表

◉紺綬褒章飾版下賜

公益の爲め私財を寄附せし廉を以て昭和六年十月七日紺綬褒章に附すへき飾版を下賜せられたる者の內本町關係者左の如し

從四位勳二等男爵　藤田平太郎
從三位勳二等　久原房之助

昭和三年十一月別格官幣社豐榮神社並野田神社改築費金二万圓寄附す依て褒章條例第三條第一項に據り曾て授與せし紺綬章に褒附すへき飾版一個を賜ひ以て之を表彰せらる

正八位　藤田　政輔

昭和三年十一月別格官幣社豐榮神社並野田神社改築費金一万圓寄附す以下前同文

學事

◉勳記傳達

曩に勳八等に叙せられたる左記の者に對する勳記を十月十日傳達したり

記

木藤　梅吉
木藤　スヱ

◉短期現役小學校敎員俸給費國庫負担法に依る交付金

當町立小學校在職の短期現役敎員に對する昭和六年度分として金壹百六拾圓交付の旨十月二十二日付

本縣知事より指令ありたり

◉學務委員會開催

十月二十七日午后一時より町衙に於て學務委員會を開催委員全部出席町長より諮問の椿東、椿西及白水三小學校增築工事の入札方法其の他に付意見の答申あり午后四時委員會を終了したり

◉兒童遊園設置に關する協議會

十月九日午前九時より町衙に於て兒童遊園設置に關する協議會を開催神職並寺院住職其の他敎育關係者等多數出席山口縣社會事業主事篠崎篤三氏臨席の下に遊園設置の必要及既設地方の狀況に付敷衍說明あり懇談の末左記事項を協定したり

記

一、出來得る限り境內を兒童遊園として使用せしむること
二、氏子又は檀家惣代と協議し固定田木程度の物を設備すること但し其の費用は神社又は寺院の負擔とす
三、佛敎團よりは本願寺萩別院に對し同境內の使用方を交涉すること

◉萩商業學校生徒トラホーム患者數

十月中萩商業學校生徒全部のトラホーム檢診を行ひたり其の結果左の如し

檢診人員四二八名　患者數十八名

◉本縣學務部長萩商業學校視察

清水谷本縣學務部長は十月二十六日來萩翌二十七日午前中萩商業學校及玉江浦青年宿の實況を視察し大津郡に向へり

◉文部省商工敎育課長萩商業學校視察

文部省商工敎育課長田中保平氏は十月卅日午前十時萩商業學校の設備其の他を視察し山口市に向へり

◉泰桓公二百年祭

十月十三日は藩學明倫館を創建せられたる、泰桓院毛利吉元公薨後二百年の忌日に當れるを以て、仝日午後一時半より明倫小學校講堂に於いて、林町長田中校長主催の下に、仝校職員兒童及寺島男爵藤田中將を始め毛利家執事、萩懷恩會員町內有志者等約二百名參列、嚴肅なる公二百年祭の式典を執行せり先づ開式の挨拶の後、齋主春日神社津村社司の祓式降神式祝詞、祭主林町長の祭文朗讀ありて後、齋主及林町長田中校長玉串拜、職員兒童一同拜禮、來賓總代瀧口吉良氏玉串拜それより昇神式及撤饌を爲し式典を終り、其の後阿武郡敎育會主事香川政一氏「泰桓公と明倫館」と題する記念講話をなす、田中校長終式の挨拶を兼ね來賓に對する謝辭及維新發祥地としての萩に於ける鄕土敎育資料蒐集に付ての希望を述べ午後四時嚴肅盛會裡に閉會せり。當日林町長の祭文は泰桓公の事蹟を最も良く簡明にせるものなるを以て左に掲ぐ。

維時昭和六年拾月拾三日萩町長從五位勳六等林勇輔謹みて淸酌庶羞の奠を以て前二州大守贈從三位泰桓公の神儀の御前に白す公諱は吉元姓は大江其の先は天ノ穗日命より出で世々卿相に列せらる弘治中贈正一位元就公息隆元公と共に詔を奉じて賊を討ち山陰山陽拾餘州を領し協力和親の遺訓を詒す公は即ちその八世の孫にして延寶五年八月二十四日江都日ケ窪なる長府藩邸に生れ寶永四年十一月二十三日入りて宗家を嗣がせ給ふ天資聰明孝敬學を好み上は皇朝の休命を奉し下は累代の祖訓を紹述し或は理財に或は殖產に或は交通に或は海防に或は學宮に申令して敎化を謹む身を持すること謹嚴剛毅恭儉躬ら帥ひ旰れて食す賢に任じ能を用ひて克く有終の功を奏し令德洽く孫謀を詒しその寵大なるものあり當時國計困窮せる二州の頹勢

を挽回せんとして正德三年三月山內廣道桂三郎左工門を拔擢して理財の衝に當らしめ儉政の令を布き公躬ら膳部を減じ絹帛を廢し參勤の隨員を減じて範を庶民に垂れ給ふ其他各般に亘りて調度儀禮の浮華を戒めて緊縮節約に努むると共に救穀貯藏の府庫を設けて非常變災に備ふる等公の意を用ひ給ひしこと一再ならず吉田町の一角に古色蒼然たる倉廩の現存せる亦以て仁政の一班を窺ふに足る更に積極的に國產の奬勵をも企て給ふ享保拾二年彫工河治友久及同苗友周をして鍔を作らしめて幕府に献ず是より長門鍔の聲價愈々天下に著聞す又藩內各地に植林を營み給ひし事屢々なり正德五年植ゑ置かれし松樹の遺蘖尙ほ菊ヶ濱の海岸に亭々として聳へ松籟颯々今尙ほ公の遺德を謳歌しつゝあり更に交通完備治安維持に專念し給ふあり藍場川の開鑿櫻江の架橋濁淵の修溝平安古及び土原の道路新設辻番所及鐘樓の建設等枚擧に遑あらさるものありかくの如く藩治にこれ勤めらるゝと共に朝鮮の使節と應對し國交を修め下關向津具須佐等に外船を討ちて國威を宣揚し給ふ公封を窮乏多艱の間に襲ぎ夙夜競業としてこれ努むされど如何に多難にして紛々理め難しと雖も文敎須臾も廢すべからず育英一日も曠うすべからずとなし遂に明倫館の育英創建を企て給ふ

この擧たるや公の治蹟中特筆して後昆に垂れ萬世に光耀燦然たるものなりとす即ち國政宍戸齊延、毛利廣政、毛利廣包、桂廣保、山內廣通等命を奉じて地を堀內に相し享保三年工を起し翌四年正月二十六日學宮成を告げ二月上丁始めて釋典を修む名づけて明倫館といふ蓋し孟子の言に諸を取れるなり廣袤九百四十坪聖廟講堂學舍射御劔槍演武之場凡そ子弟の業として肄ふべき者一として備はらざるなし此に於てか闔藩の文敎靡然として風をなす洵に旺なりと謂ふべし水府弘道館備州閑谷黌と共に天下の三館として其の名世に高し爾來百三拾年綿々として列世相承け志を繼ぎ事を述べて文武を講習し嘉永二年遂に重建の擧を見るに至る維新尊皇の義擧凜然として績を國史に留め回天の偉業煥然たるもの遠く源流を公の文敎興隆に求めざるべからず公の此の鴻業の裡に忘るべからざる事はその室法林夫人の內助の功なりとす夫人は松平光政の女にして入りて公に配たり公列世の祖訓を紹述し萬治の舊章に率由して學宮を營まるゝに當り資性好學の念熾烈なる夫人の內助誰か無からずとせんや更に廣政等賢能の克く建策經營して事を大成せしめたる功も亦沒すべからず公の盛德は之を仰げば愈々高く之を鑽れば彌々堅し此を以て朝廷公の偉勳を嘉し從三位を追贈せらる公の顯榮は在世の時既に著しく歸天の後に更に輝けり煥乎たる天章日月と光を爭ふ偉なる哉茲に公の薨後二百年の忌辰に當り感懷禁せざるものあり聊か蕪辭を陳べ薄典を羅ねて追敬の誠を致す希くは髣髴として來り饗け給はんことを

尙ほ祭典に引續き明倫館に關係ある遺物遺墨等を陳列して一般の縱覽に供したる處一同の感興を惹き當日の祭典を意義あらしむるに十分なるものありたり陳列品の概略左の如し

◇品目の概略

元就公御筆書幅
毛利公御祖先之御畫像幅
輝元公書幅
齋廣公書幅
泰嚴院御書幅
泰桓公御黑印附令狀
忠正公御着用上下
松陰先生書幅(三分云々)
小倉尙齊書
山縣墨僊書
草塲仲山書
草塲大麓書
大縣太萃書
瀧鶴台書
平田涪溪書
中村牛莊書
　事斯語
小倉尙藏先生ノ書入アル論語集注
山口藩學史
伊藤公常用銅花瓶一對
萩古圖
維新前後功臣名士出身地圖
中ごく行程記(有馬喜三太筆)
　行程記　(全)

明倫館御殿玄關正面目付一箇
萩城華江御殿瓦
萩城時打御門棟瓦
萩城玄關前南御門矢倉瓦
明倫館に用ひたる版
文久年間高杉晋作か支那上海で購入せる銃
天保年間明倫館にて使用せる巡回圖書箱
明倫館學長申渡制條一卷
明倫館學頭遺墨一卷
山田原欽書卷物
萩八景卷物
明倫館配置明細圖
原欽瀟湘八景詩
陸山書幅
一聲庵扁額大德寺明堂和尙書
明倫館生徒出席調
小倉遜齊書
中村牛莊書畫双幅
佐々木縮往筆孔子畫贊
旭壯書幅
草塲居敬筆双幅
鎧三箱
明倫舘練兵用西洋馬具
孝女明石クニ表彰札
劍槍他藩仕合所內殿樣控所の板戶二枚
明倫舘圖
長門繪圖
會津戰爭の際草薙軍の使用せし標札陣太鼓
長防臣民合議書
村田淸風翁少年時代筆蹟
重建明倫舘記原稿寫
明倫舘聖廟木主記
其の他二百餘點

◉明倫校來校視察者

十月中に於ける來校視察者の主なる者左の如し 吉敷郡小鯖小學校訓導山本市郞外生徒五十名 北米シアトル國語學校敎諭山村八重子、下關市下關高等小學校長下田張助外兒童六百名、大阪市立汎愛家政女學校敎諭武本鎌吉外職員二名生徒十九名、本縣選出代議士兒玉右二、北海道選出代議士板谷常介、豐浦郡室浦小學校訓導井上勳外兒童三

十五名、吉敷郡平川小學校訓導宮本太郞外兒童卅名、帝國水難救濟會矢玉救難組合組合長納庄藏、滿洲靑年聯盟母國派遣代表關敏重、仝榊原松夫室積女子師範敎諭池田美成外生徒五十名、宮野小學校長三好孫一外兒童六十名 阿武郡大島小學校訓導岩武且外兒童三十名、大津郡伊上小學校訓導藤永儀治外兒童六十名、愛知縣女子師範訓導高松功、全國山林大會々員東京帝大敎授林學博士本多靜六外二百餘名、愛媛師範敎諭石川哲三郞外生徒三十名、廣島高等師範專攻科敎授三澤寛外生徒三十七名、文部省實業學務局商工敎育課長文部事務官兼文部省督學官田中保平、廣島縣敎育會主事松井善一外女敎員四十名、吉敷郡秋穗二島補習學校助敎諭齋藤忠馬外生徒三十名

◉椿東小學校十月中の行事

◎運動會　十月六日第二十三回運動會を開催當日晴天の爲觀衆多數、午前八時開會、午後四時閉會せり女子靑年團は當日賣店を設け且運動會にも參加し後援する所多かりき

◎椿東敬老會　十月六日椿東校運動會の當日、同校に於て椿東敎育後援會主催、第七回敬老會を開催椿東女子靑年團員は保護接待に力め神酒、祝餠、晝食等を供し兒童の運動會を觀覽せしめて終日歡を盡さしめた因に當日招待したる高齡者は八十歲以上の男子十三名、女子三十名合計四十三名なり就中最高齡者は八十九歲の男子、香川津小柴勇吉氏同じく前小畑金子虎吉氏及九十一歲の女子椎原滿河ツタ氏にして右の內出席したる者は最高齡者の滿河、金子兩氏以下男子七名女子十五名なりき

◎阿武郡第一部敎員會　十月十二日椿東校に於て開催午前八時より同十時まで引受校の授業參觀あり引續き硏究討議並に協議申合せ等を行ひ午後四時三十分閉會せり

◎戊申詔書捧讀式　十月十三日午前十一時校庭に於て擧行す

◎毛利吉元公二百年祭行事　當日校庭に於て記念訓話を行ひ高等二年生は東光寺の墓廟に參拜當日明倫校に於ける式典には香川訓導參列し、尋五以上

全兒童は松陰神社記念館に於て阿武郡教育會主事香川政一氏の吉元公に關する講話を聽かしむ

◎椿八幡宮參拜　十月十四日、氏神椿八幡宮秋祭に付午前八時より校庭に於て記念講話を爲し次で尋五以上全兒童は神社に參拜し尋四以下の兒童は校庭より遙拜の後解散せり

◎志都岐山神社參拜　十月十五日は志都岐山神社秋祭に付全學年共記念訓話を行ひ高等科兒童は全校の總代として參拜せり

◎敎育勅語御下賜記念式　十月三十日午前八時三十分校庭に於て記念式を行ひ次で記念日行事として午前九時より第三回年齡別競技會を擧行五十米、百米、二百米、四百米、八百米、四百米繼走、八百米繼走、フツトボール投、走高跳、走巾跳、三段跳の十一種目を性別年齡に應じ選手及一般に之を行はしめ各種目に於て從來の記錄を破りたる者を表彰し、本校の記錄保持者を決定午後二時より引續き職員の体育會を行ひ之亦盛況裡に同四時閉會せり

◎選手出場　十月十一日萩高等女學校競技會に十月十七日大津中學校競技會に同十八日萩中學校、同二十五日萩商業學校主催競技會に各選手を出場せしめたり

◎椿東女子青年團月例會　十月二十四日午後二時椿東校に於て月例會を行ふ當日の行事として松陰神社々殿の清掃に奉仕し男子青年團員上村氏の融和問題に關する講話の傳達を聽き、椿東校運動會に於ける賣店の利益金使途に付協議を遂げ其の他時事問題、家庭改善等に付座談を交へ午後四時三十分閉會せり

◉越ヶ濱小學校十月中の行事

◎陸上運動會　例年の通十月三日午前八時半より開催、來觀者多く盛大であつた、プログラム中「夕凪音頭」は當地の盆踊りに依つたもので特に優美であつた

◎越ヶ濱女子青年團バザー　十月三日陸上運動會當日團員の作業として運動會食堂を開催、意外の盛況で不尠混雜を呈した程であつた

◎越ヶ濱女子青年團九月例會　女子青年團九月の例會を同月廿日午後一時小學校で開催講話及運動會に關する協議を遂け四時終了來會者卅名であつた

◎越ヶ濱青年訓練所夜間敎練開始　毎年十月中旬より夜間敎練を行つてゐるが本年も去る十日より毎週月水金の三日之れを實施し出席良好である、全所は昨年に比し入所率に於て一割の向上を得たるを以て出席も之に伴ふことを期し努力してゐる

◎理髮指導　當校に於ては九月より理髮の設備を爲し高學年兒童をして放課後之を實施せしむることにした、九月の統計は百五十人で一般父兄からも非常に便益視されてゐる、從つて男子兒童中理髮店に行く者は一人も無かつた

◎十月廿四日尋三以下は笠山を越ゑて後の虎ヶ岬へ尋四以上は福川村權現山頂上に遠足を行ひ何れも午前八時に出發、午後四時に歸校した、小春日の天候に惠まれ十分に其の目的を達することが出來た

◎十月三十一日(土曜日)全校々庭に陸上競技大會を催し尋四以下の徒競走及尋五以上の各種競技を行ひ中隊別に採點盛會裡に午後〇時半終了した

◎越ヶ濱女子青年團修養會　萩町聯合青年團主催、越ヶ濱女子青年團修養會を十月卅一日十一月一日の二日一泊にて越ヶ濱小學校に開催團員卅七名講師香川氏及全校々長外女敎員と寢食を共にし好成績であつた尙會員一同閉會式に當り次の決議をなした

一、私共は國家の現狀と自己の將來とに鑑み修養に努力致しませう

二、私共は生ひ立ちし鄕土を思ひ本國のために盡しませう

三、率先して生活の改善に力め特に左の二項を誓ひませう

1、婚禮の際の禮服は一揃に限ること

2、一生を通じて禁酒禁煙であること

◎越ヶ濱青年團支部は十月三十日夜各支部長を小學校に會し青訓及實業補習學校出席向上の具体方案に關し協議懇談會を行つた

◉越ヶ濱女子青年團主婦會聯合總會

◎越ヶ濱女子青年團主婦聯合大會　十月二十六日午後七時より越ヶ濱中善寺に於て越ヶ濱女子青年團

及越ヶ濱主婦會の聯合總會を開催、磯部團長の開會の辭に次で講師香川阿武郡敎育會主事の平易にして高遠なる修養談あり集會者二百餘名に對し大なる感動を與へて午後十時頃盛會裡に散會したり

◉木間小學校十月中の行事

十月廿三日木間小學校及同區男女青年團聯合の秋季運動會を開催した此の日は秋晴れの好天氣のことゝて區民の總動員を行ひ意外の盛況であつた又當日は主婦會及女子青年團の主催にて敬老會を開催した七十歳以上の敬老會員男二〇名女一三名計三十三名へは夫々茶菓の饗應を爲したる外記念品として明治天皇御製入りの盃を送つた

◉玉江浦青年宿寫眞其の他を寄贈せしに就き

玉江浦青年宿の寫眞並關係資料各數部を十月十二日當町を經大日本聯合青年團へ送付せる處更に同團より同月二十日付を以て右は青年宿に關する貴重資料として日本青年館鄕土室に之れを掲げ永久に保存すべき旨の通知ありたり

◉明治神宮に於ける青年團競技大會選士

明治神宮に於ける第六回青年團競技大會選士として左記の者選拔せられ横木選士は十月二十八日大田選士は同月三十日何れも出發したり

山口縣青年團代表選士　明倫青年團　横木宗四郎

山陽豫選大會選士　同　大田博那

◉廣島縣敎育會第二回史蹟研究團員來萩

同敎育會は本春當町を研究地として其の第一回史蹟研究團を組織し數日間滯萩現地に就き親しく研究を遂げたる所あり今回更に女子を會員とする第二回研究團を組織し十月二十九日午後一時來萩同日並翌三十日兩日間に亘り町内の主たる史蹟を見學し其の

間數種の講演を聽取し三十一日午前八時秋芳洞を經て歸廣の途に就きたり

◉感謝

東京市麻布區新龍土町公爵伊藤博精閣下より萩町に對し故伊藤博文公舊宅に備付用として左記物品を寄附せらる茲に其の厚意を感謝す

一、故伊藤博文公に賜はりたる詔勅文謄本　壹通

一、青銅花瓶　壹對

因に詔勅文は左の通りにして花瓶は故博文公御在世中常に其の居室に備付け愛用せられたるものなり

詔勅文

朕惟フニ維新以來明治政府ノ基礎ヲ立シハ木戸大久保卿トナリ兩士ハ既ニ往キヌ卿博文一人樞機ニ在ルコト十有餘年拮据黽勉其勳功少カラス然ルニ去年不得止事情ニヨリ一時其職ヲ辭スト雖モ萬一有事ノ日ニハ必ス出テ濟フコトアランコトヲ誓ヘリ方今條約改正兩議院創設之儀等實ニ國家多難ノ秋ニ際セリ若シ一着ヲ誤レハ將ニ危急ニ至ラントス朕卿ヲ俟ツコト久シ卿宜シク深考熟慮シ速ニ廟堂ニ出テ朕カ不逮ヲ翼賛セヨ

右御前ニ於テ

奉勅

右賜伊藤伯詔書一通、明治二十三年五月十四日、實則承旨於御前所書也。聖上眷顧之隆中興元勳中、洵爲罕覯、因憶當時伯猶未出陳情辭命而聖上亦不強起之、蓋期大用于異日耳。無幾伯再拜首相熈載調元、煥耀國光於四表者、未嘗不由感激此詔也。恭記以傳君臣遭遇之盛云。

明治二十八年三月

侍從長侯爵德大寺實則書

博文嘗奉勅創草憲法草成進呈以供御覽。詔置樞密院、選拔勳舊、親任顧問官若干員、以討論之。博文爲之議長。期日會議、上必親臨議場、未嘗一回廢

之是以其可否得失瞭然於宸衷焉。蓋始于二十一年五月以二十二年二月畢議、恭具成案以仰聖裁、乃以其紀元節頒布天下、於是樞密院與憲法、永爲國家關鑰矣。其十月博文以病奉表辭樞密府、上遣樞密顧問元田永孚諭以三事。一曰不容離宮廷、二曰有重要事件輙對諮問、三曰國家有事之日、出而濟之、卿誓此三事、則聽卿辭職、博文感泣拜命、二十三年五月、上更賜詔命、博文入閣、此詔書是也。而博文陳情辭之、二十四年山縣有朋辭首相、上復有命、博文仍辭之、及二十五年八月松方正義辭首相、博文竟不能辭、再汚顯職、以至今日。會客歳六月有事于朝鮮、淸國渝盟與我交戰、詔書所謂國家有事、無乃今日乎。嗟吁天恩優渥如斯、而博文效忠未修、恭紀寵遇以自勵云爾。

明治二十八年三月於廣島大本營

臣博文拜書

◉松陰先生逸事

◇スパルチング氏日本遠征紀抄錄

其の夜「ミシシッピー」の當直士官は「米利堅八々々」と呼ぶ聲の、舷門の梯子の頂上より發せられたるを聞きたり。而して忽ち二人の日本青年、甲板に下り來れり。甚だしく疲勞せる彼等は、手眞似にて、其の志望を表白するに力めたり。彼等の優さしき手には、多くの水泡を生じたり。彼等は其の乘り來れる小舟を、軍艦より離して、流し去らんことを願へり。然れども、其願は聽入れられざりき。眠れる奴僕の支那人呼び起され、其の通辯にて、彼等の意志を了解せんと試みられたれども、要領を得ず。支那人は、彼等を以て、米を賣らんが爲めに來りたるものなりとせり。「ミシシッピー」の艦長は、彼等に命じて、旗艦に赴かしめたり。

旗艦に於ては、彼等が江戸より來りし事、我國に來らんとするの願念を有する事、及び吾等の横濱沖に碇泊せる時、彼等は、其の志を達する能はざりしを以て、即ち吾等と交通すること能はざりしを以て

多くの危険を冒かし、小舟を漕いで、江戸灣より下田の碇泊所まで吾等の後を追ふて來りたるものなる事を知るを得たり。彼等の計畫は、米艦に着して後ち、其の小舟に大小を遺し、其儘之を漂流せしめんとするにありき。大小は、日本にては、祖先傳來の貴重物にして、死する時にあらざれば、離すべからざるものなるが故、彼等は、其の小舟が岸に漂着したる時、世人をして、之によりて、彼等の溺死せしことを信せしめんと欲せしなり。

彼等の來艦は吾等を欺かんが爲に企てられたるものにあらずやとの疑念起れり。日本の法律は、日本人の其國を去て外國に赴くを禁じたり。然るが故に吾等は此の法律を遵守して、日本人の海外渡航を扶助すべきにあらず。吾等が果して此の法律を遵守するや否やを試驗せんが爲めに、恐らくは、斯かる詭計の企てられたるなるべしと思はれたり。故に、彼等二人の青年を軍艦の端艇によりて、人目に當らざる海岸の一地點に上陸せしむべしとの命令發せられたり。而して、其の命令は實行せられたり。時刻は午前二時に近かりき。岸に着くや否や彼等は、直ちに林中に其影を隱したり。

數日の後ち、我が軍艦の數人の士官は、海岸を散歩せし時、二人の日本人が市街の裏手の營所に於て檻裡に捕はれ居るを聞き、直ちに行て之を見しに、これ先夜我が軍艦に來りたる青年にして、又不幸なる余の手紙の友なるとを知りたり。彼等は、其の不幸の爲めに、甚だしく落膽喪心したる狀を示さず、其の一人は、一片の板に、日本文字にて、一文を書き、其場に居たる我が軍艦の外科醫に之を格子の間より渡したり。其文に曰く、

英雄一度其志に於て失敗せば、彼の行爲は、奸賊强盜の行爲を以て目せらる。吾等は衆人の目前に於て捕へられ、縛められ、而して、久しく暗獄の裡に幽閉せられたり。村の長老は、侮蔑を以て、吾等を遇し、吾等を虐待すること、實に甚だしきを極む。

六十餘州を踏破するの自由は、吾等の志を滿足せしむる能はざるが故に、吾等は五大洲を周遊せんとを願へり。是れ吾等が宿昔の志願なりき。吾等が多年の計策は、一朝にして失敗せり。而して今

や吾等は、隘屋の中に禁錮せられ、飲食、休息、坐臥、睡眠凡て困難なり。吾等は、此の囹圄より脱する能はず。泣かんか、愚人の如く、笑はんか、惡漢の如し。嗚呼、吾等は只だ默して已まんのみ。

イサギコーダ
クワンスチマンジ

提督は、彼等の捕はれたること、及び獄に投せられたることを、翌朝まで聞かざりき。之を聞くやいなや、彼は、如何なる方法を以て哀願せば、彼等を救ひ得べきかを尋知せしめんが爲め、數人の士官を上陸せしめたり。然れども、其の士官等は營所に達して、彼等が其朝既に江戸に送致せられたることを聞きたり。而して、其處に在りし人の手眞似によりて、彼等の送致せられたるは、斬に處せられんが爲なることを知りたり。

左の一文は、海外の大世界を見んと熱望したる、不幸なる志士が、余の懷に投じたる書簡の飜譯なり。今吾が前にある、其の原文の文字の清雅明勁なる、其の文意を解する能はざるものにも、聰明高尚なる人物の筆に成れるものなるを知らしむ。

日本江戸の二書生イサギ、コーダ。クワンスチ、マンジ。謹んで此書を高級將校若くは事務支配官閣下に呈し候。生等は卑賤小祿の者にして、大官高位の人々の前に出づるを恥るものに候。生等は武器も、その用法も、戰略及び訓練の原則も知らず、空しく歲月を過して、全く無智蒙昧なるものに候。生等少しく歐米の習慣智識を聞知致し、五大洲を周遊せんと欲するの志を起し候へども、我國の航海の禁止は、內國に入らんとする外人も、外國に渡らんとする國人も、如何ともする能はざる嚴法なるが故、生等の志望は、之が爲めに阻礙せられて、只だ空しく胸裡に來往するのみに候。生等の足は束縛せられて自由なる能はず、口また志望を語るを得ず候。

斯の如きもの多年、今幸に貴國軍艦の來て我海上に碇舶するに會し、且貴國將校の他に對する親切同情の深きを知り、茲に宿昔の志望復た勃々として抑ふべからざるに至り申候。是に於て生等は一計を畫して、之が實行を決心致し候。即ち秘密に

貴國軍艦に搭乘し、海を航して、五大洲を旅行することに候。是れ我が國法を犯すものに候へども敢て決行致さんと存候。何卒此の懇願を一笑に附し去るなく、生等をして志望を實行するを得せしめ被下度切に奉願候。若し吾等の力にて、勤むべき事あらば何事たりとも御命令に從ひ、相勤め可申候。

跛者の步者を見、步者の乘者を見る時、之を羨み之を望まざるを得ざると同じく、生等、一生の間東西三十度、南北二十五度の外に出づる能はざるものは、諸君の長風に駕し、大濤を蹈ね、電光の速力を以て、五大洲を巡行するを見る時は、跛者の步むを得、步者乘るを得るの機會に遭會したるの感有之候。

事務支配の權を有せらるゝ閣下が、枉げて此の歎願を聽許せられんことを懇望致候。我が國法は未だ禁止を解かざる故、若し此事探知せらるれば、生等は、逃るゝに地なく、必ず捕へられて、極刑に處せらるべく、斯の如きは、同情厚き諸君の胸を痛ましむべきことゝ存じ候へば、何卒是非國外に連れ去り被下度奉願候。生等は諸君が此の熱願を容れらるべきこと、及び生等の生命に危險の來るを避くる爲め、出帆の時まで生等の隱匿せらるべきことを信じ居候。他日生等の歸朝する時には、最早過去のことは、深く尋糺せらるゝなかるべしと存候。言ふ所拙にして盡さずと雖も、生等の願望は甚だ熱心に候。諸君が生等の懇願に疑念を挿まるゝことなく、また反對せらるゝことなく、切なる同情を以て、生等に臨まれんことを切に望み申候。

四月十一日

別に一書の封入せられたるあり。曰く、

別簡は、生等の切なる懇願を表はすものに候。生等は、橫濱沖に於て夜間漁舟によりて、此の懇願を諸君に致さんとし、屢々試みしも、警邏の甚だ嚴なりしが爲め、終に之を果すを得ず甚だ殘念に御座候。貴國軍艦當地に來ることを聞知致候故、待たんが爲めに此處に來り候。小舟によりて沖に出でんとして未だ果すを得ず候。諸君が御承知被下ことを信じ、生等は、明晚人靜まりて後ち、小舟

に乘りて、柿崎の、海岸に近き、人家なき所に在るべければ、何卒來て、生等の志願を遂げしめ被下度奉切望候。

四月二十五日

◇提督彼理日本遠征記拔抄

扨テモ艦隊ノ士官等ハ日ニ上陸シケルガ表面上何等ノ故障ヲ受クルコトモ無ク、又タ別ニ其ノ行動ヲ注視セラル、ノ模樣モナカリキ。一日彼等ハ野外ニ至リシニ二名ノ日本人ガ追隨シ來ルヲ認メタリ、然レドモ初メノ程ハ此ハ只ダ探偵ノ一組タル可シト察シ、別ニ注意スルコトモ無カリキ。己ニシテ士官ノ一行ハ右日本人ガ何カ物アリ氣ニ窃ニ近寄リ來ラントスルノ狀ヲ認メシカバ、態ザト佇立シテ其ノ追付クヲ待合セタリ。近寄ル程ニ右日本人ハ相當地位ノ者ナルコトヲ發見シタリ。彼等ハ其ノ特典ヲ表スル二口ノ刀ヲ佩ビ而シテ廣ク且ツ短カキ絹袴ヲ著シタリ。彼等ノ態度ハ上級ノ常習ナル叮嚀ノ禮儀ヲ示セリ、但シ彼等ハ將ニ規律外ノ行爲ヲナサントシテ十分ニ其心ニ安ンゼザルガ如キ苦悶ノ狀ヲ現セリ。彼等ハ窃ニ其眼ヲ四方ニ配リテ、他ノ日本人ガ近傍ニ於テ彼等ノ行爲ヲ看ツ、アル者ナキカヲ確カメタリ而シテ彼等ハ士官ノ一人ニ近ヅキ其ノ時計ノ鏈ヲ褒ムルノ眞似ヲナシツ、一封ノ書ヲ其ノ襟內ニ投込ミタリ。

斯クシテ彼等ハ特ニ其ノ手指ヲ唇上ニ加エ、其ノ秘密ヲ請ヒ、而シテ急ギ走去レリ。

（此書日本文ニテ書シタリ艦隊譯官ウヰリヤム氏ノ譯文如左）

日本江戸ノ二書生イサギ、コーダ。クワンスチ、マンヂ。謹ンデ此書ヲ高級將校若シクハ事務支配官閣下ニ呈シ候。生等ハ卑賤小祿ノ者ニシテ、大官高位ノ人々ノ前ニ出ヅルヲ耻ルモノニ候。生等ハ、武器モ、ソノ用法モ、戰略及ビ訓練ノ原則モ知ラズ、空シク歷歲ヲ過シテ、全ク無智蒙昧ナルモノニ候。生等少シク歐米ノ習慣智識ヲ聞知致シ五大洲ヲ周遊セント欲スルノ志ヲ起シ候ヘドモ、我國ノ航海ノ禁止ハ、內國ニ入ラントスル外人モ、外國ニ渡ラントスル國人モ、如何トモスル能ハザル嚴法ナルガ故、生等ノ志望ハ之ガ爲メニ阻礙セラレテ、只ダ空シク胸裡ニ來往スルノミニ候

生等ノ足ハ束縛セラレテ自由ナル能ハズ、口マタ志望ヲ語ルヲ得ズ候。

斯ノ如キモノ多年、今幸ニ貴國軍艦ノ來テ我海上ニ碇舶スルニ會シ、且ツ貴國將校ノ他ニ對スル親切同情ノ深キヲ知リ、茲ニ宿昔ノ志望復タ勃々トシテ抑フベカラザルニ至リ申候。是ニ於テ生等ハ一計ヲ畫シテ、之ガ實行ヲ決心致シ候。即チ秘密ニ貴國軍艦ニ搭乘シ、海ヲ航シテ、五大洲ヲ旅行スル事ニ候。是レ我ガ國法ヲ犯スモノニ候ヘドモ敢テ決行致サント存候。何卒此ノ懇願ヲ一笑ニ附シ去ルナク、生等ヲシテ志望ヲ實行スルヲ得セシメ被下度切ニ奉願候。若シ吾等ノ力ニテ、勤ムベキ事アラバ何事タリトモ御命令ニ從テ、相勤メ可申候。

跛者ノ步者ヲ見、步者ノ乘者ヲ見ル時、之ヲ羨ミ之ヲ望マザルヲ得ザルト同ジク、生等、一生ノ間東西三十度、南北二十五度ノ外ニ出ヅル能ハザルモノハ、諸君ノ長風ニ駕シ、大濤ヲ踰エ、電光ノ速力ヲ以テ、五大洲ヲ巡行スルヲ見ル時ハ、跛者ノ步ムヲ得、步者乘ルヲ得ルノ機會ニ遭會シタルノ感有之候。

事務支配ノ權ヲ有セラル、閣下ガ、枉ゲテ此ノ歎願ヲ聽許セラレンコトヲ懇望致候。我ガ國法ハ未ダ禁止ヲ解カザル故、若シ此事探知セラルレバ、生等ハ、逃ルルニ地ナク必ズ捕ヘラレテ、極刑ニ處セラルベク、斯ノ如キハ、同情厚キ諸君ノ胸ヲ痛マシムベキ事ト存ジ候ヘバ、何卒是非國外ニ連レ去リ被下度奉願候。

生等ハ、諸君ガ、此ノ熱願ヲ容レラルベキ事及ビ生等ノ生命ニ危險ノ來ルヲ避クル爲メ、出帆ノ時マデ生等ノ隱匿セラルベキ事ヲ信ジ居候。他日生等ノ歸朝スル時ニハ、最早過去ノ事ハ深ク尋糺セラルルナカルベシト存候。言フ所拙ニシテ盡サズト雖モ、生等ノ願望ハ甚ダ熱心ニ候。諸君ガ生等ノ懇願ニ疑念ヲ挿マル、事ナク、切ナル同情ヲ以テ、生等ニ臨マレンコトヲ切ニ望ミ申候

四月十一日

別ニ一書ノ封入セラレタルアリ。曰ク、

別簡ハ、生等ノ切ナル懇願ヲ表ハスモノニ候。生

等ハ横濱沖ニ於テ夜間漁舟ニヨリテ、此ノ懇願ヲ諸君ニ致サントシ、屢々試ミシモ、警邏ノ甚ダ嚴ナリシガ爲メ、終ニ之ヲ果スヲ得ズ甚ダ殘念ニ御座候。貴國軍艦當地ニ來ルコトヲ聞知致候故、待タンガ爲メニ此所ニ來リ候。小舟ニヨリテ沖ニ出デントシテ未ダ果スヲ得ズ候、諸君ガ御承知被下コトヲ信ジ、生等ハ明晩人靜マリテ後チ、小舟ニ乘リテ、柿崎ノ海岸ニ近キ、人家ナキ所ニ在ルベケレバ、何卒來テ、生等ノ志願ヲ遂ゲシメ被下度奉切望候。

四月二十五日

是夜乃チ四月二十五日夜二時頃「ミツシツシツピ」艦ノ當直士官ハ艦側ニ人聲アルヲ聞キ、舷門ニ往キ看レバ、二名ノ日本人ガ今シモ小舟ニ乘リ來リテ艦側梯子ニ攀登ルヲ見タリ、彼等ハ誰何セラレテ、其ノ手眞似ヲ以テ艦內ニ入ルヲ許サレンコトヲ乞ヒタリ。彼等ハ艦內ニ留ルヲ許サレンコトヲ欲スルノ意ノ甚切ナルヲ示セリ、彼等ハ其ノ乘來リタル小舟ヲ解キ其ノ漂去ニ任カセンコトヲ乞ヒ、其復タ陸上ニ還歸セザルノ意ノ確固タルコトヲ示セリ。「ミッシツシッピ」艦長ハ彼等ニ命ジテ旗艦ニ赴カシメタリ彼等ハ乃チ其ノ小舟ニ還リ、直ニ漕ギテ旗艦ニ向ヘリ。折柄港內波浪荒ク彼等ハ多少困難シナガラモ旗艦ニ漕付キタリ、而シテ梯子ヲ攀ヂ舷門ニ上ルヤ否ヤ、其ノ小舟ハ過失ニヤアリケン、將タ故意ニヤアリケン、直ニ艦ヲ離レテ漂去シタリ。彼等ガ甲板ニ達スルヤ、當該士官ハ之ヲ提督ニ報ゼリ、提督ハ其ノ譯官ヲシテ彼等ト談ジ以テ其ノ不時來艦ノ意ヲ審ニセシメタリ。彼等ハ明白ニ其ノ目的ハ海外周遊ノ念ヲ達センガ爲メニ米國ニ伴レ行カレ、而シテ世界萬國ヲ覽ント欲スルニ在ルコトヲ述ベタリ。彼等ハ前日陸上ニ於テ士官ノ一行ニ追隨シ來リテ一封ノ書ヲ投ジタル者ナルコトヲ認メラレタリ。彼等ハ其ノ櫓ヲ漕ギタルニ因テ甚ダ疲勞シタルガ如ク見エ、且ツ其ノ衣服モ旅ノヤツレヲ現ハシタリ。彼等ハ上級ノ日本紳士ナルコトヲ表セリ、彼等ハ兩刀ヲ佩ブルノ格式ヲ有スル者ニシテ一名ハ猶ホ一口ノ短刀ヲ留佩シタリ。（他ノ三刀ハ其ノ小舟ニ遺シテ舟ト倶ニ漂去スルニ任シタレドモ）

彼等ハ敎育ヲ受ケタルノ士ナリキ、達者ニ且ツ高

尙ニ漢文ヲ書キ而シテ其ノ擧止ハ甚ダ叮嚀ニ頗ル文雅ナリキ。提督ハ彼等ガ來意ヲ審ニシタル後之ニ謂ハシメテ云ク予ハ日本人ヲ米國ニ同行スルハ甚ダ欲スル所ナレドモ殘念ナガラ此儘ニ汝等ヲ乘艦セシムルヲ得ズト。提督ノ言ハ彼等ガ日本政府ノ許可ヲ得ルマデハ其請ヲ許スヲ得ズトノ意ナリ、而シテ提督ハ以爲ラク艦隊ハ當分猶ホ下田ニ碇泊スルガ故ニ、彼等ハ十分ニ其ノ許可ヲ請フノ機會アル可シト。彼等ハ右提督ノ答ニ接シテ甚ダ失望シタリ、彼等ハ若シ陸上ニ歸ラバ必ラズ其頭ヲ斷ゼラル可シト明言シ以テ艦上ニ留メラレンコトヲ懇請シタリ。此ノ懇請ハ且ツ慰メ且ツ諭シツ、堅ク拒絕セラレタリ。

彼等ト譯官トノ談判ハ尙長キニ亘レリ、此間彼等ハ有ラン限リノ議論ヲ盡シテ其志ヲ達センコトヲ勉メ頻ニ米國人ノ仁義心ニ訴ヘタリ、然レドモ今ハ奈何ントモス可ラズ、端艇ハ方ニ艦側ニ下サレタリ、彼等ハ其ノ送去ニ對シテ些ノ穩ナル抵抗ヲ試ミタル後、哀レニモ其ノ不幸ノ運命ヲ悲ミツ、舷門ヲ下リタリ、而シテ端艇ハ彼等ヲ乘セテ之ヲ彼等ガ小舟ノ漂着シタル近傍ナラント推測セラル、海岸ニ上陸セシメタリ。

翌日午後一等譯官江之助（同人ハ提督ノ大島航行ノ延期ヲ乞ハンガ爲メ特ニ江戸ヨリ下田ニ來リタル者ナリ）「ポワタン」艦ニ來リ副艦長ニ面會センコトヲ請ヒ云フ、昨夜發狂シタル二名ノ日本人ガ米國軍艦ニ來リタルカ、右軍艦ハ旗艦ナリシヤ否、又タ右二名ハ不都合ノ擧動ヲ爲サヾリシヤ否承リタシト。

副艦長答テ云フ貴國人ノ各艦ニ來ル者ヲ一々詳ニ記憶スルコトハ難シ、何トナレバ給水其他ノ用務ノ爲メ、數多ノ人員每日陸上ヨリ來テ絕エザル程ナレバナリ、然レドモ何等不都合ノ事ナカリシハ予之ヲ保證ス、何トナレバ若シ之アリタラバ、予ハ必ラズ之ヲ知ル可キ筈ナレバナリ。副艦長ハ尙ホ譯官ニ向ヒ右御話シノ日本人ハ安全ニ陸上ニ達シタルヤ否ヤヲ尋ネタルニ「彼等ハ安全ニ達シタリ」トノ滿足ナル答ヲ受ケタリ。

提督ハ右譯官ノ來艦ヲ聞キ日本官憲ガ彼ノ珍ラ敷訪客ノ擧動ニ付頗ル懸念シ居ルガ如ク見ユルノ情況ヲ審ニシケレバ日本官憲ノ意ヲ安ンゼシメンガ爲メ且ハ彼ノ可憐キ兩名（日本法律ニテ最モ嚴酷ニ處刑

セラル可キ）ノ爲メニ出來得ル丈ケ居中盡力セシメンカ爲メニ一士官ヲ上陸セシメ先ヅ日本官憲ガ其ノ人民ヲシテ米國人ニ不都合ヲ感ゼシメザル様注意スルノ厚ヲ謝シ而シテ夫ノ前夜ノ出來事ノ如キハ誠ニ鎖事ニシテ何等取調ヲ要スル程ノモノニモ無シ請フ少シモ其ノ念慮ヲ煩ハスコト勿レトノ意ヲ致サシメ尙ホ日本官憲ハ將來ノ事ニ付テモ掛念スルヲ要セズ其故ハ提督ヲ始メ各士官等ハ決シテ妄ニ日本政府ノ許可ヲ受ケザル者ヲ軍艦ニ乘込マシメ以テ日本政府ノ信用ニ背キ、若クハ條約ノ精神ニ違フコトヲ爲スガ如キノ意アル者ニ非ラザルコトヲ申明セシメタリ。提督ノ意ハ謂フ若シ提督ガ其ノ感情ノ儘ニナシ得ルノ自由ヲ感ゼシナラバ、喜ンデ夫ノ可憐キ兩名ガ（米國人ノ來航ニ因テ異常ノ好奇心ヲ發シ、之ヲ滿足センガ爲メ自國ヨリ密ニ逃奔セント企テタル）其身ヲ軍艦ノ内ニ隱スヿヲ許セシナル可シ、然レドモ當時提督ハ他ニ思量スル所アリキ、而シテ此思量ハ疑ハシキ人道ヨリモ甚ダ重キモノナリキ。日本人ノ逃奔ヲ看ノガスハ即チ該帝國ノ法律ニ悖ルモノナリ、米國ノ唯一ナル眞政策ハ總テノ場合ニ於テ該帝國ノ國法ニ遵フニ在リタリ、此ノ政策ハ已ニ彼ヲシテ已ムヲ得ズ許多重要ノ讓歩ヲナサシメタルモノ也。日本帝國ハ其ノ臣民ガ外國ニ行クヲ禁ジ、犯者ハ死刑ニ處スルモノトセリ、即チ彼ノ米國軍艦ニ乘込ント企テタル兩名ハ縱ヒ米國人ニハ何等咎ム可キ者ニ非ズト看ユルニモセヨ日本ノ法律ヨリシテ看レバ容易ナラザル罪人ナリキ。加之、兩名ガ自身ノ申立ニ就テハ固リ疑フ可キノ理由ナシト雖モ、彼等ガ其ノ申分ヨリモ卑劣ナル他ノ意思ニ動カサレタルモノニ非ラザルカモ亦全ク其ノ必無ヲ保ス可ラズ。或ハ其ノ米國人ノ誠意ノ如何ヲ試ンガ爲メノ謀計ニ出テタル者トモセラレン、現ニ若干士官ハ斯ク之ヲ信ジタリ。提督ハ尤モ其ノ甚ダ輕ク兩名ノ犯罪ヲ看做スコトヲ日本官憲ニ感ゼシムルヲ勉メ、以テ兩名ノ處罰ヲ輕減センコトヲ庶幾シタリ。此ノ出來事ハ大ニ人ヲ感ゼシムルニ堪ヘタルモノナリキ、何ントナレバ是レ敎育アル日本人二名ガ死ヲ以テ其ノ國禁ヲ破リテマデモ其ノ智識ヲ廣クセント欲スルノ熱情ヲ表シケルモノナレバ也。日本人ハ信ニ好問研究的國民ナリ、彼ハ其ノ德義上及ビ智識上ノ能力ヲ加フルノ

機會ヲ歡迎スル者ナリ、彼ノ不幸ナル兩名ノ企ハ之ヲ日本國民ノ特性ト信ジテ可ナラン、而シテ此企ホド國民ノ好奇心ノ熾ンナルヲ表スルハ無シ。（今ヤ此ノ好奇心ハ嚴酷ナル法律ト不懈不弛ノ監視トノ爲メニ其ノ發動ヲ壓セラレ居レドモ）嗟乎。日本人ノ斯ル特性ハ斯ノ珍ラシキ島國ノ將來ニ對シテ誠ニ無量ナル討究ノ地、及ビ無量ナル有望ノ眼界ヲ開クモノ歟。

　數日ノ後士官ノ一行ハ市外ニ逍遙シ、端シナク同市ノ獄舍ニ至リ、彼ノ不幸ナル兩名ガ普通囚禁ノ一房ニ閉込メラレ居ルヲ認メタリ、其房ハ獸欄ノ如ク前面ハ門ヲ以テ鎖サレ窮屈千萬ノモノナリキ。此ノ可憐キ兩名ハ其ノ米國軍艦ニ至リタル事ノ發覺スルヤ、直ニ追懸ケラレ、捕縛セラレ、而シテ此所ニ投ゼラレタルナリ。彼等ハ泰然トシテ其ノ不幸ヲ耐受シ居ルモノト看エタリ、彼等ハ頗ル米國士官ノ訪問ヲ喜ビタリ、彼等ガ好様ニ米國人ノ眼中ニ映ゼント欲スルノ情モ亦タ見エタリ。士官ノ一人ハ獄室ニ近ヅキテ一片ノ木板ヲ差入ケルニ彼等ハ之ニ左ノ文ヲ書シタリ、今ヤ彼等ノ境遇ハ以テ疇昔「カトウ」ノ克欲主義ヲモ試驗スルニ足ルノ場合ナリ、而シテ此文ハ哲學的委命安心ノ尤モ驚嘆ス可キ標本トシテ以テ之ヲ錄スルニ足ルベシ。

　英雄一度其志ニ於テ失敗セバ、彼ノ行爲ハ奸賊强盜ノ行爲ヲ以テ目セラル。吾等ハ衆人ノ目前ニ於テ捕ヘラレ、縛メラレ、而シテ久シク暗獄ノ裡ニ幽閉セラレタリ。村ノ長老ハ、侮蔑ヲ以テ吾等ヲ遇シ吾等ヲ虐待スルコト實ニ甚ダシキヲ極ム。

　六十餘州ヲ踏破スルノ自由ハ、吾等ノ志ヲ滿足セシムル能ハザルガ故ニ、吾等ハ五大洲ヲ周遊センコトヲ願ヘリ、是レ吾等ガ宿昔ノ志願ナリキ。

　吾等ガ多年ノ計策ハ、一朝ニシテ失敗セリ、而シテ今ヤ吾等ハ陰屋ノ中ニ禁錮セラレ、飮食、休息座臥、睡眠凡テ困難ナリ。吾等ハ此ノ囹圄ヨリ脫スル能ハズ、泣カンカ、愚人ノ如ク、笑ハンカ、惡漢ノ如シ、嗚呼、吾等ハ只默シテ己マンノミ

　　　　　　イサギ、コーダ
　　　　　　クワンスチ、マンジ

　提督ハ右兩名ガ獄囚トナリ居ル形況ヲ聞キテ其ノ副艦長ヲ上陸セシメ、公務上ノ事トハナサズ、私ニ右

兩名ハ果シテ曩キニ軍艦ニ來リシ者ナルカ否ヤヲ聞キ合サシメタリ。然ニ其ノ獄房ハ己ニ空虛トナリ居レリ、看守ノ言ニ云フ兩名ハ江戶ヨリノ命令ニ依テ同日ノ朝首都ニ護送セラレタリト。看守ノ言ニ據レバ彼等ハ米國軍艦ニ行キタルヲ以テ囚獄セラレタリ奉行ハ斯ル事件ヲ處分スルノ權力ナキヲ以テ、直ニ之ヲ帝國政府ニ具狀シ、而シテ同政府ハ兩名ノ護送ヲ命ジタルナリト、今ヤ帝國政府ハ方ニ之ヲ其ノ裁判管轄權ノ下ニ屬セシメ居ルナリ。此ノ可憐キ兩名ノ運命ニ付テハ曾テ之ヲ審ニセズ、然レドモ兩名ノ行爲ハ縱ヒ日本ノ奇異且ツ嚴酷ナル法律ニ照セバ如何ナル大罪ニモセヨ、吾人ニハ只ダ尤モ賞讃ス可キ正明公大ナル好奇心ノ發動ノミト看ユルモノナレバ何卒日本官憲ニ於テモ稍〻之ヲ其ノ極罰即チ斷頭ノ刑ヨリ寬ニセンコトヲ望ム。爾後提督ハ彼等ノ事ニ付問合セタルニ、日本官憲ヨリ決シテ極痛ノ終結ヲ掛念セラルヽヲ要セズトノ保證ヲ得タリ、之ヲ此ノ末文ニ書キ加フルヲ得ルハ誠ニ喜ブ可キコトヽス。

右二通ノ飜譯ハ、兩箇ノ本冊ニ就キ各〻其一節ヲ拔キタルモノナリ其ノ一本ハ、日本遠征記（The Japan Expedition）ト題シ「スバールヂング（Spalding）氏著、西曆一千八百五十五年、米國紐育市某書舖發刊ニシテ、他ノ一本ハ「ペルリ」日本遠征記（Perry's Japan Expedition）ト題シ、一千八百五十四年、米國政府ノ發刊ナリ、頃者、在米國高平公使該兩本ヲ山縣元帥ニ寄贈シ、元帥之ヲ日本帝國大學圖書館ニ納ム、蓋シ史家其ノ益ヲ得ル鮮ナカラザル可シ。、前者ノ飜譯ハ、高平公使自ラ之ヲ爲シ後者ハ、元帥ノ托ヲ受ケテ古澤滋氏其ノ勞ヲ取レリ。

譯書中「クワンスチマンジ」（Kwansuch Mandi）トアルハ、「クワノウチマンジ」（Kuwanouch Mandi）ノ誤リニシテ、松陰先師ノ變名ナリ、原文己ニ其ノ字ヲ誤レルガ爲メニ、但ダ直譯セシノミ、先師自ラ其名ヲ稱セシ所以ハ、吉田家徽章ノ瓜中卍ニ取レリ、「イサキコーダ」（Isugi Kooda）ハ市木公太（Ichigi Kooda）ニシテ、是亦原文ノ誤リニ因レリ、其名ハ卽チ金子重輔氏ノ變稱ナリ、金子氏曾テ江戶毛利邸ニ役シ、深ク時勢ニ感ズルトコロアリ、自ラ謀リ謂ク、奇策ヲ爲サント欲シテ而カモ藩籍ヲ帶バ、事或ハ敗露スルニ當リ、禍ヲ國家ニ貽スニ至ラント、決然亡邸、其ノ姓名ヲ變ジテ澁木松太郎ト稱ス、其先長門國阿武澁木人ナルヲ以テシ、而シテ歲寒之操ヲ慕ヒ、遂ニ自ラ焉レヲ定メタリ、是レ今回變名ノ因ルトコロニシテ、市木ハ柿ナリ、柿實ハ澁ヲ帶ブルニ取リ、公太ハ松ノ字ヲ略省セシノミ。

山縣元帥此ノ兩飜譯文ヲ予ニ示ス、予之ヲ先師自著回顧錄ト併セ閱スルニ、當時ノ狀況更ニ詳カナルコトヲ得タリ、且ツ彼我ノ間ニ於ケル個人ノ情義、權宜ノ行爲、互々高尙ノ氣韻ヲ存ジ、深淵ノ理想ヲ含ミ、吾人ヲシテ永ク相遺ルヽ能ハザラシムルモノアリ、因テ今予之ヲ活版ニ附シ、以テ松下村塾ニ納メ、併セテ同志者ニ分與ス、此ニ先師等ヨリ彼レニ與ヘシ書牘ヲ添附スルハ、讀者ヲシテ尙ホ能ク先師等ノ意ヲ解セシメンコトヲ欲スルガ爲メニスト云爾。

明治三十八年二月　野村靖識

日本國、江戶府書生、瓜中萬二、市木公太、呈書貴大臣各將官執事、生等、賦禀薄弱、軀幹矮小、固自耻列士籍、未能精刀槍刺擊之技、未能練兵馬鬪爭之法、汎々悠々、玩愒歲月、及讀支那書、稍聞知歐羅巴米利幹風教、乃欲周遊五大洲、然而吾國海禁甚嚴外國之人入內地、與內地人到外國、皆在不貸之典、是以、周遊之念、勃々然往來於心胸間、而呻吟踏跙蓋亦有年矣、幸今貴國大軍艦連檣來泊吾港口、爲日已久、生等、熟觀稔察、深悉貴大臣各將官仁厚愛物之意、平生之念、又復觸發、今則斷然決策、將深密請託假坐貴船中、潛出海外、以周遊五大洲、不復顧國禁也、願執事辱察鄙衷、令得成此事、生等所能爲百般使役、惟命是聽、夫跛躄者之見行走者、行走者之見騎乘者、其意之歆羨如何耶、況生等終身奔走、不能出東西三十度、南北二十五度之外、以是視夫駕長風、凌巨濤、電走千萬里、隣交五大洲者、豈特跛躄之與行走、行走之與騎乘之可譬哉、執事幸垂明察許諾所請、何惠尙之、但吾國禁未除、此事若或傳播、則生等不徒見追捕、刎斬立到無疑也、事或至此則傷貴大臣各將官仁厚愛物之意亦大矣、執事願許所請、又當爲生等委曲包隱、至于開帆時、以令得免刎

斬之慘、至若他年自歸、則國人亦不必追窮往事也、生等言雖粗暴、意實誠確、執事願察其情、憐其意、勿爲疑、勿爲拒、萬二、公太、同拜呈

日本嘉永七年甲寅三月十一日

別　啓

本書內所開列懇請、生等思之累日、多方求策、在橫濱曾欲、僦商漁船隻、暗夜近貴船、而地方巡邏甚密除官船外、一切不許近前、爲之踟躕、貴船當來此地先期來待、欲掠一小舟、以近貴舟、而未能、因願貴船各大員、合議許允所請、則明夜入定後、發脚船一隻、至柿崎村海濱無人家處、見邀生等、生等固應先約到該地相待、切祈約信無違、副生等之所望。

三月十一日

產　業

◎漁業組合及同聯合會規約例公示

十月九日官報登載農林省の名義を以て漁業組合及同聯合會規約例を公示せられたり其の內容は左記の通である

◎何町村(何浦)漁業組合規約

第一章　總則　第二章　組合員の加入及脫退
第三章　役員　第四章　會議　第五章　會計及資產の管理　第六章　漁業權又は入漁權の行使及漁業方法　第七章　共同施設事業の執行　第八章　違約者處分

◎何漁業組合聯合會規約

第一章　總則　第二章　會員の加入及脫退
第三章　役員　第四章　會議　第五章　會計及資產の管理　第六章　共同施設事業の執行
第七章　違約者處分

◎大日本山林大會視察旅行團來萩

去る十月十七日十八日の二日間山口市に於て第四十回大日本山林大會並山口縣山林會通常總會に併せ林野下戻三十週年記念式を擧行せられたり右大會出席者の內主として他府縣よりの來會者一行二百餘名は十九日秋芳洞を見學し二十日長門峽を探勝しつゝ來萩し各旅館に一泊せり

前記來萩者は翌二十一日午前七時明倫校庭に集合史蹟明倫館の見學に引續き藤本書記案內の下に自動車三十餘臺を連ね松陰神社、伊藤公舊宅、松陰先生誕生地、東光寺、明神池、笠山、御船倉の各史蹟を巡覽し午後一時指月公園に到着萩町協贊會の招宴、御船唄の秘曲に一同滿足の意を表し萬歲三唱の後盛況裡に最後の視察を終り任意解散したり

畢りに上記萩町協贊會の催しを共助する爲御船唄を演奏せられたる同會員諸氏に對し本紙を通し深甚の敬意を表するものなり

◎第三回一府七縣林產共進會

去る十月一日より五日間神戶市に於て開催の一府七縣林產共進會開催に當り關係府縣よりの出品總點數は五千七百八十七點に達し十月四日盛況裡に褒賞授與式を擧行せられたり萩町よりの出品點數は五十七點にして其の內入賞者は左の通にして夫々賞狀及賞品を受領せり

特等賞　共進會長賞狀　農林大臣褒狀　大銀杯
林業經營書　萩　町

一等賞　共進會長賞狀　中銀杯
苦　竹　椿八幡宮代表者　宮原道廣
花　籠　山本　市祐

二等賞　共進會長賞狀　小銀杯
木製玩具　沖見　富吉

三等賞　共進會長褒狀
菓子器　寺田　忠平
櫟　苗　藤田　義一
杉磨丸太　八道八十一
木製玩具　沖見　富吉
竹製萩人形　田邊喜代士
書類籠　世木　博友
花　籠　同　人
落葉搔　高橋土木雄
竹　掃　石川　孫介
竹　箸　藤本　正槌

擇

萩町の林野經營に對する農林大臣の褒狀文左の如し　　田村源太郎

褒　狀　　山口縣萩町

林野經營

右兵庫縣山林會主催第三回一府七縣林產共進會に於ける審査の成績優等なるを認め玆に之を授與す

昭和六年十月四日

農林大臣正三位勳一等　町田　忠治

◉第七回八箇町村聯合畜產共進會出品牛

十月一日二日の二日間萩町香川津本郡產牛組合常設家畜市場に於て第七回八箇町聯合共進會を開催、萩町出品牛の內左の通受賞し畜牛の改良增殖に付稗益する所甚大なるものありたり

一等賞　改良和種　牝　萩福來號　萩町木間　金子　文一

二等賞　仝　仝　萩櫻號　山根　源吉

四等賞　仝　仝　萩藤號　北島　一力

仝　仝　仝　萩譽號　中村　健一

◉第十二回兵庫縣主催中國六縣聯合畜產共進會出品

第十二回兵庫縣主催中國六縣聯合畜產共進會を十月十日より十五日迄姬路市に於て開催萩町より出品せるものゝ內左の通入賞の榮冠を得たり

一等賞　改良和種牡　萩町木間　中村健一

（農林省買上國有牛となる）

四等賞　白色レグホン種　萩町平安古町　尾崎孫一

◉萩町養蠶實行組合の設立

本年三月法律第二十四號を以て蠶糸業組合法を公布、七月十五日より施行の旨を令せられたるに依り

本町に於ては之が設立に付豫め現に存在せる任意養蠶組合の役員會を開設する必要を認め十月卅一日午後一時町役場に於て其の協議を遂げたる結果取敢へず前記養蠶組合の役員を以て萩町養蠶實行組合を設立し其の届出を爲す事とせり役員の氏名等左の如し

記

組合長理事　林　勇輔

副組合長理事　八道八十一

理事　荒地　三郎　仝　中原　繁市

仝　上村　傳吉　仝　三村　庄吉

仝　中川　本介　仝　田村　義熊

仝　柴田　武一

監事　福田　一良　仝　岡　吉太郎

仝　金子　金八　仝　小林吉太郎

◉萩町夏秋蠶の成績

昭和六年夏秋蠶の成績左の如し

一、掃立枚數　三百九十五枚

一、飼育戶數　二百十五戶

一、一戶當平均掃立枚數　一枚八分四厘

一、一戶當平均收繭量　十貫六百匁强

一、總收繭量　二千二百八十七貫

一、賣上代金高　四千六百三十八圓

右の內自家用となせる屑繭量は二百十五貫にして本春の屑收繭量を通算するときは五千六百九十七貫に達し就中自家用屑繭量を除きたる賣上金高は壹萬四千九百十六圓三十錢なり

◉志都岐公園の櫻樹に就て

山口市に開催せられたる大日本山林大會に列席せる東京帝國大學敎授三浦伊八郎林學博士は其の序を以て來萩、史蹟の見學を爲したる際志都岐公園の櫻樹の枯死する狀態をも視察し左の如く說話ありたり

吉野櫻は潮風に對して弱く枯死するもの多し志都岐公園の櫻は大部分吉野櫻であり殊に日本海の冬季は寒風烈しく潮風これに伴ふのでその打擊を受くること甚だし之を防ぐことは一通りならぬ困難の事業である夫れに反し大島櫻は潮風に對する抵抗强きも

その花白くして咲き揃ひたる吉野櫻の如く美麗ではない云々

◎昭和六年十月中萩港輸出入貿易

輸出之部

品名	價格	噸量	仕向地
竹材	四〇一圓	三三噸	關東州
木材	五四三	三七	〃
木材	七、〇〇〇	三七二	支那青島
玩具	三四	〇	關東州
計	七、九七八	四四二	
一月以降累計	三〇、九六二	一、四三〇	

輸入之部

一月以降無し

十月中貿易概況

本月の萩港外國貿易額は噸量四百四十二噸價格七千九百七十八圓にして本年一月以降の最高記錄を示し殊に輸出累計に於ては本月に入り始めて昨年同期の一、三四七噸二一九、九三〇圓を凌駕すること八三噸一、〇三二圓に及へり如上貿易の進展は從來の定期船の外曩に新航路を開始せる青島直航臨時船の入港に依るものにして貿易上極めて意義あるものと謂ふべきなり

輸入は依然皆無の現狀を繼續し一月以降の累計に於て五五噸二、四五七圓の減少を示せり

◎昭和六年十月中町立萩魚市場賣買取扱高

區分	本月分賣買取扱高	年度內累計
萩魚市場	五七、五七一円五八〇	二五四、六一三円三四〇
越ヶ濱出張所	一四、〇七八、一四〇	八三、三三一、九二〇
玉江出張所	三、五七〇、四一〇	二六、八六二、八二〇
計	七五、三二〇、一三〇	三六四、八〇八、〇八〇

◎十月中の氣象

氣温平均	最高氣温	最低氣温	雨雪量
一九度一〇	二一度三〇	一一度九五	八九粍四〇

◎十月中風向觀測

北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穏	最多方向
五	—	—	五	—	二	七	六	—	西

◎十月中天氣類別日數

種別	快晴	晴	曇	雪	霰	雹	濃霧	雷	地震	暴風	最高卅度以上	最低〇度以下
日數	六	七	一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◎綠肥の栽培

附言本稿は縣當局に於て編纂した農家及一般園藝に從事する者の爲に自給經濟を基調とせる肥料に關する有益なリーフレットである之を數回に分けて本報に轉載するのである

○緒　言

農業の生産費中主要部を占むるものは肥料代である而して肥料代は窒素成分の價額に因る所最も大なるものである、荳科綠肥の栽培は其の根に共棲する根瘤菌の作用に依りて空氣中に無盡藏なる遊離窒素を肥料と爲す最も有利なことであると共に綠肥中に含有する多量の有機物はまた地方の維持增進上最も效果大なるものである、自給經濟を基調として肥料費の節減を期するは刻下の急務であるが綠肥の增殖はその目的達成上の最捷徑たるを疑はない、最近調査せる縣下の綠肥作付擴張見込反別は末尾に表示するが如く實に豐富なるものがあつて肥料の經濟上決して等閑に附すべからざる問題である宜しく農家は各種綠肥作物の特性を知り栽培法を研究して之が增殖を圖り且つ綠肥の施用法に習熟して農業の利益增進に努むることが肝要である。

本書は各種綠肥の栽培に關し重要なる事項を述べて參考に資せんとするものである尙綠肥施用上の注意に關しては既刊「綠肥の施用法」に詳述しあるを以て參看せられたい。

一　紫　雲　英

品　種　紫雲英は植物學上固定せる品種は少ない樣であるが一般に開花の時期に依りこれを早中晩の三品種に區分し之に各產地名等を冠し種々の名

稱を附してをる。今之等の紫雲英に就て原産地方なる岐阜縣農事試驗場の成績を擧ぐれば

	開花期（平年）	花揃期（平年）	反當收量（四ヶ年平均）
早生種	四月十六、七日	五月五日	八二五貫六二五
中生種	四月廿三、四日	五月十二日	八七六、三七五
晩生種	五月四、五日	五月二十日	一、〇七四、五〇〇

概して早生種は收量少なく晩生種は收量が多い、しかしながら田植の早い地方では晩生種は開花前早刈をせねばならぬから却て早生種の收量が優る樣なことがある。又家畜の飼料として早くより刈取るものも同樣の關係がある、これ等は品種を選ぶに際して考慮すべき點である。

選種　紫雲英には菌核病といふ恐るべき病害があつてこの病害は種子の中に混つてゐる菌核によつて傳播蔓延するものである。本縣では普通春季紫雲英の下部を侵すため外觀にはあまり現はれないが、被害部の腐敗に依りて著しく其收量を減ずるものである、この恐るべき菌核病を豫防するには紫雲英播種前に必ず種子は比重一、〇三乃至一、一〇（水一斗に食鹽一升乃至二升六合位又は苦鹽汁一升に水七升乃至一升五合位の割合に溶かしたもの）の鹽水で選種して菌核を取除かねばならぬ

適地　紫雲英は乾燥する土地を好むものであるが輕鬆な地や砂地の樣な餘りに乾き易い處も惡いので最も適するのは粘質壤土で乾きよい地である即ち普通畑地に最もよく生育する。

播種期　土地の乾濕や氣候の寒暖で多少異なるも普通九月中下旬田面の落水後直に播下するのである。

播種量　一反歩に二升位を標準として早生種は晩生種よりも又濕地は乾燥地よりも少し多く播くがよい

播種法　紫雲英は稻成熟期に播くのであるから種子を桝又は小さな器に入れ指先に少しづゝ種子を摘み田の中に這入つて歩みながら種子が一樣に四方に擴がり厚薄のない樣に播くのである。

肥料　稻刈取後一反歩に人糞尿五十貫位を三倍位の水に薄めて施し又翌年二、三月の交木灰十貫過燐酸石灰五貫内外を各一回に撒布して施せば著しく生育をよくする、この木灰と過燐酸石灰は初

冬と早春の兩度に何れも半量宛分施するもよろしい、但し木灰と過燐酸石灰とは一週間位の間を隔てゝ施用する樣せねばならぬ、尙石灰十貫位を前作水稻の肥料に增施し置きてその殘効を紫雲英に利用せしむる樣するがよい。

手入　十一月中旬頃に一反歩に屑藁三十貫許りを田面一體に撒布して幼芽が凍枯するの患を防ぐのであるが籾殼を薄く撒布し更に屑藁反當二十貫許り撒布するもよろしい、又前に述べた通り紫雲英は土地の濕潤は最も忌むものであるから濕地ならば充分に乾かす手段を講ずるがよいので雨水が田面に停滯せぬ樣に排水溝を設けねばならぬ。

刈取期　花の滿開した頃が最も適當の時期である早刈りは收量少なく遲くなると肥料的價値が劣つて來る。

刈取及施用法　普通の塲合は右の適期に晴天を見計つて土際から刈倒しその儘田面に擴げて三、四日も乾しこれを納屋に入れるか又は田面の一隅に積み重ねて藁か菰などを覆ひ雨水の浸入を防ぐ樣にして置くので、これを肥料として施す時になつて細かく切つて田面一樣に撒布し鋤込むのである

收量　一反歩からは生算量五、六百貫より千貫以上も取れる、紫雲英の生草千貫中に含まるゝ肥料養分は

窒素	四貫八百匁
燐酸	九百匁
加里	三貫七百匁

の割合であるから一反歩に作つた紫雲英からして二、三反歩以上の肥料に分與することが出來る。尙刈株部には刈取生草中に含まるゝ窒素量の約三分の一に相當する窒素が殘留するから栽培跡地の稻の肥料は施用量を減じてよろしい。

採種法　紫雲英の採種栽培はなるべく通風よき乾燥地を選び播種量及び施肥量を少なくして繁茂し過ぎない樣にすることである。繁茂過ぐれば結實割合に少なく、莖葉の間に隱れたる種子は品質を損する虞あるばかりでなく蚜虫の被害多く間々採種困難に陷ることがある。一反歩の播種量は一升乃至一升二合を標準とすべきである肥料は主として草木灰或は過燐酸石灰の極少量を用ふれば足り

生育佳良なるところは無肥料にてもよろしい、施用の時期は綠肥用のものに準ずればよい。紫雲英の種莢は成熟するに從ひ極めて脫落し易くなるから全莢の六、七割が變色し來れば早朝又は夕景に便宜それを地上一尺位の部分より刈倒し通風よき地に薄く擴げて能く日光に曝らし乾燥せしむる。莖が良く乾燥したならば之を莚の上に擴げて日中炎天の下に棒にて莢を叩き落し莖丈けを除去して更に數回に亘り莢をよく打ち種子を悉く脫出させる樣するのである。後唐箕其他のものを用ひ莢及塵埃等を除いて種子を貯藏するものである。乾燥中や貯藏中に若し蒸熱するが如きことがあれば種子の發芽を害することがあるから注意せねばならぬ尙調製後の莢にはまだ多少の種子を含むものであるから之を保存して適當の時に圃場に撒布するときは種子を節約し得られるのである。反當採種量は三斗乃至五斗位が普通である

二 ザートウキツケン

性狀 野生のヤハズエンドウによく似た外國綠肥で寒氣に耐へ收量多くて肥料成分の含有量は紫雲英よりも大で、家畜がよく食するから飼料ともなる有利な作物である。

適地 元來ザートウキツケンは畑作の綠肥であつて畑地に於ては殆んど土質を選ばない殊に果樹園の間作として適當な綠肥である又水田では排水がよければ紫雲英の樣に水稻の裏作綠肥として至極都合がよい。

播種期 ザートウキツケンは一般に秋蒔が普通である而して水田の裏作では紫雲英と同じく九月中下旬頃稻立毛中に播種するのであるが早過ぎると幼植物徒長し爲めに軟弱となり寒氣のため枯死することがあり又稻刈取の際共に刈取られる心配があるから立毛中に種子が發芽して三、四寸位に伸長する程度に發育させて置くのが適當である果樹園の間作の場合は十月上旬乃至下旬が普通で初冬の耕耘を幾分早めて同時に行ふが便利である。

播種量 一反歩三升內外の割合で肥沃な排水のよい土地は少なく瘠薄な排水の惡い土地は多く播くのである果樹園では一升五合內外を適當とする

播種法 水田に播くには紫雲英と同じく田一面に

厚薄なき樣撒布するのである畑地に於ては單作にするか果樹園等の間作にするかによつて條間株間を決定するのであるが普通條間を二尺內外とし鍬巾位の作條に條播するか又は一尺五寸乃至二尺の株間に播穴を作つて下種し薄く覆土する

肥料 水田にては大體紫雲英に準じて稻收穫後なるべく早く稀薄人糞尿を施し又少量の過燐酸石灰及草木灰を初冬若くは早春に施用すれば著しく生育をよくする畑地にては過燐酸石灰や草木灰はこれを原肥として施し發育不良の際は稀薄人糞尿を追肥として施すのは頗る有效である。

手入 土地が濕潤であると生育が惡いから排水を良くし停滯水の無い樣にせねばならぬ水田跡作では殊にこの注意が必要である

刈取及施用法 花の滿開した時が適期で五月下旬から六月上旬である其の刈取の方法や施用法は紫雲英と略同樣であるが刈取りたる草を卷きながら刈れば刈取は大變容易である又家畜の飼料となすには四月中旬頃刈株に三、四葉を殘して刈取り置けば其の後刈株の發育によつて再び相當の收穫があるものである。

收量及肥料成分 水田に於ては一反步に生草約六百貫乃至千貫の收量があり畑地では普通千貫乃至千五百貫位の收量がある其の含有する肥料養分は生草千貫中に次の樣である。

窒素	五貫七百匁
燐酸	一貫五百匁
加里	四貫九百匁

採種法 ザートウキツケン種子の成熟期は七月上旬であるから田植の關係上水田に栽培したのでは採種が困難であるそれで採種をやるには畑地に栽培する必要がある尙採種栽培では少肥料では少肥料となし特に採種量を減じて薄播にせねばならぬ而して條間二尺乃至二尺五寸位とし株間は一尺乃至二尺位として一株二、三粒宛點播するのであるが播種量は一反歩に一升以內でよい而して播種期も十月上中旬頃が適期である又採種用のものに特はに支柱を立てねばならぬがその時期は二、三月頃が適當である、支柱はなるべく得易き材料で適宜設くべきであるが收穫の便利と費用の點から見

て縄を畦に並行して鐵條網樣に二、三段引張り兩側を竹又は木で支へ其の間には藁を吊下げて蔓の纒繞に便ならしむる樣にするのである、かくて七月上旬頃其の終花期に於て莖葉稍黃色に變じ、而も中央部の莢が黃變する項を見計ひ一齊に刈取り日乾して脫殼調製するのである調製後は更に充分乾燥して保存に耐ふる樣にすべきである採種量は一反步から五斗乃至八斗多きは一石位收穫することが出來る。

三　青刈大豆

品　種　青刈大豆は莖葉を目的とするのであるからなるべく莖葉の盛んに繁茂する大豆を選ばねばならぬこれには夏大豆より秋大豆の方よろしく秋大豆の種類では朝鮮秋大豆（端川種、城津種）茶千石、黑千石等は良好の成績を示してをる。

適　地　土地はあまり選ばず田畑何れにも本作又は間作として廣く作られるのであつて從來他の作物を仕付けられなかつた粘重なる濕田でも少しその栽培方法に注意すれば容易に栽培出來るものである

採種期　青刈大豆は唯一の春蒔用綠肥で麥の間作とするにはその手入が終つたなら三月下旬乃至四月上旬なるべく早く播くがよい又桑園、茶園、果樹園等ではこれ等主作物の施肥期其の他手入の時期等を考慮して定めなければならぬが普通三月中旬から五月中旬頃迄に適宜に播種すればよい尙水稻裏作の仕付けてない休閑地に青刈大豆を作る時は霜害のない限りなるべく早く播くがよい。

播種量　麥の間作としては一反步に五、六升から八升位を適當とするが桑園、茶園、果樹園等に於ては四升から八升位を適當とし空地の廣さに依つて參酌すべきである、休閑地に於ては播種量の多い方が收量も多いが一斗内外を適當とする。

播種法　青刈大豆を間作となす場合田麥の間作となすか又は桑園茶園、果樹園等の間作となすかに依つて其の播種法が異なるが麥の間作であれば畦の兩肩や作條間（條間一尺七、八寸以上の距離ある場合）に條播又は點播し或は畦の中腹八合目位の所に六寸乃至八寸の距離に六、七粒宛點播にするのであるこれには麥の播付けが橫雁岐では青刈

大豆を間作するに甚だ不都合であるから之を縱雁岐に改め畦の兩肩になるべく餘地を生ずる樣麥作法を改善して間作大豆の生育繁茂をよくすることが肝要である尙桑園、茶園等では畦間に一條乃至二條に條播するのが有利で、梨園や柑橘園では二條乃至三條に條播するのである又田地に本作とする場合は麥畦巾に耕起して畦上二條乃至四條に條播或は點播にするのでる。

肥　料　肥料は大体紫雲英に準ずるがすべて窒素肥料は根瘤の發生する迄特に必要があるもので人糞尿を施すのは普通發芽後幼少の時期丈けである尙過燐酸石灰、木灰の外堆肥の効果は著大なるものがある間作の場合の肥料は本作の時より少しく減じ反當過燐酸石灰三貫木灰七、八貫位を施用すればよろしい各別に原肥追肥に用ふるを便とするが追肥の時期は發芽後五六寸位に生長する迄に用ふるがよい。

收穫期　田地の間作大豆は麥を刈取つた後で盛んに生育するものであるから稻作の準備に差支ない限り一日でも遲くまで置くことが收量を增加することになる水田の休閑地に青刈大豆を單作にした場合にも亦同樣であるそれで挿秧期引下げといふことが重大な關係がある、又桑園、茶園、果樹園等の間作にあつては之等主作物の施肥期其の他の手入の時期等に依り參酌すべき普通七月中旬から八月下旬頃迄に收穫する。

收　量　青刈大豆の收量は栽培せる品種、栽培法收穫期に依つて大差あるものであるが春田に本作となしたるものは普通反當生草五百貫乃至八百貫麥の間作の場合は二、三百貫より多きは五百貫以上に及ぶこともあり桑園に於ても二百貫乃至五百貫茶園に於ては三百貫内外果樹園に於ては三百貫乃至五、六百貫の收量がある、青刈大豆の生草千貫中に含有する肥料養分は次の樣である。

一窒　素	五貫八百匁
燐　酸	八百匁
加　里	七貫三百匁

採種法　青刈大豆の採種を行ふには茶千石、黑千石等の優良品種がある朝鮮秋大豆は本縣の氣候に於ては一般に採種の目的にて栽培は困難である、採

種地は瘠薄なる畑地、桑園及果樹園或は水田の畦畔利用等適當である、採種栽培の播種期は六月下旬乃至七月上旬頃播種したものは成績良好であるが若し播種期遲きに過ぐれば生育不良で又早きに過ぐれば莖葉徒長して結實不良となるから注意せねばならぬ水田の畦畔に播種する塲合は水稻植付後塗土の乾燥しない間に播種するやうにすべきである。播種法は畑地の塲合は整地後一尺五寸位の作條を切り反當三升位の割で條播するか又は七、八寸の距離に二三粒宛點播するのである桑園果樹園等では青刈用の塲合に準じ作條を切り七、八寸隔てに二、三粒宛點播するか或は同量の種子を條播にするのである、畦畔にて栽培の塲合も七、八寸隔てた小さい播穴を穿ち二、三粒宛播下するのである、肥料は一反歩當堆肥五十貫過燐酸石灰五貫木灰十貫位を標準とすればよろしい但し畦畔大豆の肥料は少量の灰類及堆肥等を施用すれば有効である尚中耕除草及土寄せを行ふべきであるが旱魃の虞ある時又は著しく生育不良の塲合は特に土寄せの必要がある。收穫の時期は普通十月下旬乃至十一月頃で完全に生育したものは拔取りて晴天二日位乾燥し後種子を打落し篩或は箕を用ひ選別調製するのである收量は氣候土質或は品種等に依りて非常に異なるが畑地では反當五斗乃至一石五斗平均一石位である畦畔にてはその長さ十間に付一升内外採種量がある。(以下次號)

◉十月中萩町物價

		本月中平均物價	前月に比し騰落
中米(白米)	一石	一七円〇〇	
裸麥(精白)	一石	一二、〇〇〇	
大豆	一石	一七、〇〇〇	落
白味噌	一貫	七五〇	騰
清酒(中等品)	一石	八五、〇〇〇	
白砂糖(洋)	百斤	二〇、〇〇〇	
赤砂糖(洋)	百斤	一五、〇〇〇	
鰹節(土佐)	一貫	一二、〇〇〇	落
牛肉(中等品)	百斤	六〇、〇〇〇	落
鶏卵(地卵)	百個	三、五〇〇	騰
牛乳	一升	七〇〇	
晒木綿	一反	四五〇	
石炭	十貫	五〇〇	
木炭(樫)	十貫	二、三〇〇	騰
美濃紙	一締	二六、〇〇〇	
半紙	一締	四、五〇〇	

◉今月の園藝行事

蔬菜

假植　甘藍、花椰菜、子持甘藍、萵苣

定植　玉萵苣、京菜、高菜、甘藍

補肥中耕、葱、牛蒡、人參、大根、白菜、豌豆京菜

收獲　白菜、大根、甘藍、セロリー、里芋、蕪、人參

果樹

採收　甘柿(富有、次郎、花御所等)

澁柿(横野、會津、身不知等)

苗木の堀取と燻蒸　落葉果樹は堀取を行ひ害虫驅除の爲青酸瓦斯の燻蒸を行ふ

植付　梨、柿、葡萄は本月より來月上旬までが秋植の適期である植付に付ては施肥覆土に充分注意し支柱を立てる

施肥　梅は開花期早きものなれば本月より來月に亘り肥料を施す

園内の清潔　園内は不清潔になり易いから除草及落葉を除去し病菌や害虫が越冬せぬ樣注意し之を集めて燒却す

園藝加工

漬物　本月より澤庵漬が始まるので準備爲し置く

花卉

堀上　ダリヤ、カンナの堀上を行ひ貯藏を爲す

手入　秋植草花の防寒設備を爲す

採收　サルビヤ、コスモスの花は適當の時機に之を採取し積選して置く

其の他　溫室の加溫及溫床用釀熱物材料の準備を爲し置くこと肝要なり

軍事

◉在鄕軍人の進級

九月十七日勤務演習應召中其の成績優良なる爲進級せしめられたる者左の如し

左記

上等兵に進級　上野區　昭和二年豫歩一　黑川　清
同　香川津北區　大正十年后歩一　中川　文藏
一等卒に進級　濱崎新町第一區　昭和三年補步二　後藤　虎治
同　中ノ倉第一區　同　島田　幸正

◉勤務演習召集

十二月三日より二十一日間騎兵第五聯隊へ演習召集を令せられたる者左の如し

熊谷町區　昭和二年豫騎上　金子　耕作
沖原區　同　同　林　輝一
大屋區　同　同　吉原　善光
米屋町區　同　豫騎一　內田　正雄
川島第三區　同　同　阿座上　赳
土原第一區　同　同　大田　信雄

◉兵事主任集會

十月二十三日午前九時より萩、須佐、深川、警察署管內町村兵事主任集會開催縣廳より山田縣屬列席海軍召集事務に付研究を遂げたり

◉現役兵入營

左記の者は現役兵として十月一日輜重兵第五大隊へ入營せり

輜重輸卒第五期入營者　越ヶ濱第四區　井町　勇
同　同第四區　末武正一

◉選士派遣

左記の者は十一月一日明治神宮競技大會に於ける射擊選士として帝國在鄕軍人會山口支部より選拔せられ十月二十九日上京せり

帝國在鄕軍人會萩町山田分會員

豫備役海軍一等兵曹　原田　實

◉現役兵及第一補充兵證書交付式

十月二十九日午前十時より萩町役場に於て本年度徵集現役兵及第一補充兵の證書交付式を擧行せり助役の擧式の辭に次で一同國歌を合唱し在鄕軍人會萩町聯合分會長市川大佐の勅諭奉讀の後最も莊嚴裡に現役兵七拾六名の總代及第一補充兵百貳拾八名の總代に對し夫々證書を交付し町長の訓示ありたる後市川聯合分會長及各分會長を代表せる二階萩分會長の挨拶あり正午閉式せり

◉時局講演會開催

帝國在鄕軍人會萩町聯合分會は十月十一日午後七時半より萩町公會堂に於て滿州青年聯盟母國派遣員關利重及榊原增郎兩氏を講師とし滿州事變前の實情と事變後の眞相及事變後の對策と國民の覺悟に就ての大講演會を開催せり當夜は在鄕軍人會員各官衙學校職員中等學校男生徒及一般町民多數入場し定刻前より聽衆全く堂に溢れ立錐の餘地なく其數無慮三千餘人而も場內最も靜肅にして始終緊張せる所近來稀に見る盛況を呈し一般に多大の感動を與へ午後十一時盛會裡に終了せり

◉昭和六年度現役兵

昭和六年度徵兵抽籤に依り萩町甲種合格者の內現役兵に決定せられたる者左の如し

◇現役兵入營部隊別

兵種	入營部隊	萩	椿東	椿	山田	越ヶ濱	計
步兵	步兵四二	三	二	六	四	二	一六
同	同 七九	一	三		一		五
騎兵	騎兵五	一			三	一	四
野砲兵	野砲兵五	三	一		一	一	六
工兵	工兵五	二	一				三
電信兵	電信兵二	三	一	一			五
看護卒	步兵四二	一					一

兵種	部隊						
同	歩兵七八		一		一		一
補助看護卒	歩兵四二						一
同	同一一	一	一				一
輜重輸卒	輜重兵五	六	一	二			九
水兵	呉海兵團	一	一			一	三
機關兵	同	二	二		二	一	七
主計兵	同		二		一	一	四
計		卅	五	九	三	七	夫

◇萩

兵種	入營部隊	入營期日	現住所	氏名
歩兵	歩四二	昭和七、一、一〇	朝鮮	梠 鶴麿
同	同	同	西田町區	山内 清三
同	同	同	山口市	中村 令巽
同	同	同	土原第三區	長富 松雄
同	同	同	北古萩町第二區	西村久一
同	同	同	大阪市	光貞 義藏
同	同	同	津守町區	金子 一郎
同	同	同	上五間町區	守田 好一
同	同	同	今古萩町區	田村 陸雄
同	同	同	北古萩町第二區	黒田 清
同	同	同	橋本町區	岡野 政一
同	同	同	川島第二區	河上 三郎
同	歩七九	昭七、六、一	朝鮮	藤岡 高登
騎兵	騎兵五	昭七、一、一〇	古萩町區	三舛 兵藏
野砲兵	野砲兵五	同	西田町區	荒瀬 國亮
同	同	同	今魚店町區	店村 芳助
同	同	同	濱崎町第三區	久保 政雄
工兵	工兵五	同	濱崎新町第二區	白石 龜一
同	同	同	濱崎町第一區	田中 秀夫
電信兵	電信兵二	同	平安古町第一區	竹田 吉春
同	同	同	古魚店町區	石田 俊光
同	同	同	樽屋町區	大庭 收
看護卒	歩四二	同	河添第一區	相島 哲夫
補助看護卒	歩一一	昭七、九、一	東田町第一區	安藤 俊雄
水兵	呉海兵團	昭七、一、一〇	江向第二區	増山 桃一
機關兵	同	昭七、六、三〇	川島第一區	八道 敏郎
同	同	同	津守町區	井町 信行
輜重輸卒	輜重兵五	昭六、三、一	東京市	伊勢島 豊
同	同	同	平安古町第二區	竹内 季雄
同	同	昭七、二、一	土原第三區	大島 基雄
同	同	同	江向第一區	岡崎 留一

兵種	入營部隊	入營期日	現住所	氏名
同	同	昭七、六、一	福岡縣八幡市	山尾 一
同	同	昭七、一〇、一	大連市	西村 七郎

◇椿東

兵種	入營部隊	入營期日	現住所	氏名
歩兵	歩四二	昭七、一、一〇	香川津北區	中村 秀雄
同	同	同	香川津西區	小柴 豊
同	歩七九	昭七、六、一	無田原區	波多野 吉藏
同	同	同	朝鮮	三浦 次男
同	同	同	無田原區	中村 安吉
野砲兵	野砲兵五	昭七、一、一〇	小畑浦第一區	石光 長一
工兵	工兵五	同	香川津北區	小林 久雄
電信兵	電信兵二	同	松本市區	伊藤 三郎
補助看護卒	歩四二	昭七、九、一	椎原區	大賀 一郎
水兵	呉海兵團	昭七、一、一〇	小畑浦第一區	石光門 次郎
主計兵	同	同	舟津區	橋本 芳文
同	同	同	後小畑區	大田 正男
機關兵	同	昭七、六、三〇	鶴江第一區	波多野 源槌
同	同	同	朝鮮	淺野 精三
輜重輸卒	輜重兵五	昭七、四、一	小畑浦第二區	福永 清一

◇椿

兵種	入營部隊	入營期日	現住所	氏名
歩兵	歩四二	昭七、一、一〇	椿町區	小野 正輔
同	同	同	霧口區	松浦 作好
同	同	同	同	阿川 國廣
同	同	同	河内區	田村 政雄
同	同	同	沖原區	古屋 信一
同	同	同	大屋區	村岡 虎雄
電信兵	電信兵二	同	沖原區	宗村 久米一
輜重輸卒	輜重兵五	昭七、二、一	青海區	中村 松治
同	同	同	金谷區	藤田 勝一

◇山田

兵種	入營部隊	入營期日	現住所	氏名
歩兵	歩四二	昭七、一、一〇	山田第二區	咲花 實
同	同	同	同第一區	森下 寛一
同	同	同	小原區	伊藤 武
同	同	同	北木間區	金重 武雄
同	歩七九	昭七、六、一	朝鮮	山崎 虎松
騎兵	騎兵五	昭七、一、一〇	倉江區	山本 利信
同	同	同	玉江浦第二區	小橋 萬吉

野砲兵	野砲兵五	同	下關市	岩田菊一
看護卒	歩七八	下關集合 昭七、一、六	山田第一區	藤田英夫
機關兵	呉海兵團	昭七、六、三〇	玉江浦第一區	佐伯九一
同	同	同	同第二區	藤崎幾松
主計兵	同	昭七、一、一〇	同第一區	埜村次郎一

◇越ヶ濱

兵種	入營部隊	入營期日	現住所	氏名
歩兵	歩四二	昭七、一、一〇	越ヶ濱第四區	藤田時一
同	同	同	同第三區	池田金一
野砲兵	野砲兵五	同	同第六區	椙本貞之助
工兵	工兵五	同	同第三區	末武久義
主計兵	呉海兵團	同	同第一區	水津政雄
機關兵	同	昭七、六、三〇	同第六區	井町吉藏
水兵	同	昭七、一、一〇	同第一區	長岡七五郎

◉一家より多數の兵役服務者を出したる者表彰

一家より多數の兵役服務者を出したる場合に於ては金銀木杯又は表彰狀を現戸主に賜ひ之を表彰せらるべき旨十月十九日勅令第二百五十五號を以て令達せらる

◉陸軍見習主計召募

昭和七年度に於て召募せらるべき陸軍見習主計の人員及志願者心得左の如し

召募人員約　四　名

(1) 志願し得べき者

大學令に依る大學の法學部、經濟學部又は商學部の學課を修め學士と稱することを得る者（昭和七年三月三十一日迄に卒業見込の在學者を含む）

(2) 志願し得べき者の年齡

昭和七年三月三十一日調三十年未滿（明治三十五年四月二日以後出生の者）

(3) 志願者の差出すべき願書類及其の差出先竝期日

志願者は志願票に戸籍謄本及學校卒業證明書を添へ昭和六年十二月二十日迄に現住地所管師團經理部長に差出すべし

志願票を差出すとき未だ卒業せざるものにして昭和七年三月三十一日迄に卒業の見込の者は當該學部長又は大學長の卒業見込證明書を志願票に添付し卒業したるときは四月三日迄に其の卒業證明書を志願票を差出したる師團經理部長に差出すべし

志願票用紙は最寄の師團經理部に就き請求すべし

◉陸軍經理部依託學生召募

昭和七年度に於て召募せらるべき陸軍見習主計の人員及志願者心得左の如し

召募人員約　四　名

(1) 志願し得べき者

大學令に依る大學の法學部、經濟學部又は商學部第一學年學生

(2) 志願し得べき者の年齡

昭和七年三月三十一日調二十七年未滿（明治三十八年四月二日以後出生の者）

(3) 志願者の差出すべき書類及其の差出先竝期日

志願者は志願票（在學する大學長又は學部長の證印を受けたるもの）に戸籍謄本を添へ昭和七年一月十五日迄に學校所在地所管の師團經理部長に差出すべし

志願票用紙は志願者の請求に依り當該學校に於て交付す

◉航空機操縱生募集

昭和六年度に於て募集せらるべき航空機操縱生の人員及志願者心得左の如し

募集人員八名（内陸上航空機操縱生四名 水上航空機操縱生四名）

(1) 志願者の資格

一、年齡

陸上航空機操縱生　明治四十四年十二月一日より大正三年十一月三十日迄に出生の者

水上航空機操縱生　大正元年十二月一日より大正四年十一月三十日迄に出生の者

二、志願に關し親權者又は後見人の同意を得たる者にして左記各項に該當せざる者なること

イ、女子　ロ、妻子ある者　ハ、禁治産者又は準禁治産者　ニ、禁錮以上の刑に處せられたる者

(2)　志願に關する手續

願書は陸軍航空機操縦生志願の者に在りては昭和六年十一月三十日迄に水上航空機操縦生志願の者に在りては昭和七年一月一日より同月三十一日迄に遞信省航空局に到着する如く提出すべし

採用試驗其の他志願書類の樣式等は町役塲兵事課に就て承知せられたし

◉陸軍恤兵金品取扱方に就て

今回の滿州事變に際し陸軍恤兵金品に付左記の通取扱はるゝことゝなりたり因に萩町及萩町在鄕軍人分會、帝國軍人後援會萩町婦人團竝愛國婦人會萩町委員區の協同に依り近く金品を募集し恤兵の誠意を表現すべく目下計劃中なり

左　　記

一、派遣部隊の陸軍々人慰恤の目的を以てする寄附金品は可成明治三十七年二月陸軍省告示第四號陸軍恤兵金品取扱規程に據るものとす

◇恤兵金品取扱規程拔萃

第二條　恤兵の爲金員を寄附せんとする者は第一號書式の申出書に現金を添へ陸軍恤兵部に差出すものとす

但寄附申出人の便宜に依り銀行爲替郵便爲替又は電信爲替を以て逘付することを得前項郵便及電信爲替は東京市麴町郵便局指定とす

第三條　恤兵の爲物品を寄贈せんとする者は第二號書式の申出書を居住地の市町村長を經て陸軍恤兵部に差出し其の承認を受くるを要す

第四條　寄附金又は寄贈品は個人と數人連合又は團体等の名義たるとは寄附者又は寄贈者の任意とす連合又は團体等に在りては代表者の名義を以て寄附又は寄贈の申出を爲すべし

第五條　寄附金及寄贈品にして左の各號の一に該當する者は受理せず

一、個人又は某部隊を指定し其の他使用の方法を特定したるもの

二、寄附金の申出書書壹通の金額一圓未滿のもの

但し數人連合等の場合に在りては各一名の寄附金額拾錢未滿のもの

三、寄贈品の種類陸軍恤兵の指定以外のもの

四、指定の品種と雖申出書壹通の數量陸軍恤兵部の指定數量未滿のもの（但數人連合等の場合に在りては各一名の寄贈品價格拾錢未滿のもの）

二、個人又は某部隊を指定したるものは前項により受理せざるを以て萬止むを得ざるものに限り留守部隊又は師團司令部等に於て適當と認むるものは之を受理し指定の派遣部隊へ輸送するものとす

三、第一項に依る陸軍恤兵金品は前項の要領により陸軍大臣官房（昭和三年五月十七日官報掲載の陸軍省告示第十三號及廣告欄恤兵物品の種類數量參照）に於て取扱ふ（恤兵寄附金申出書又は同寄贈品申出書用紙其の他の注意書は葉書等にて陸軍大臣官房宛申出あるときは直ちに逘付す）

四、陸軍恤兵金品取扱規程に依る寄附金は陸軍大臣官房に於て直接受理す又寄贈品は受理認可の際現品の逘付先（大阪陸軍糧秣支廠宇品陸軍糧秣支廠同門司倉庫龍山朝鮮軍倉庫同釜山出張所大連陸軍倉庫の內）を指定するに依り寄贈者は所定の鐵道又は船舶に託し無賃を以て指定の個所へ逘付するものとす

五、陸軍恤兵寄附金は陸軍大臣の指示に依り派遣部隊の軍人慰恤適當なる物品を購買して普く之を頒つ等又寄贈品も前同樣可成速に派遣軍隊に逘付し分配せしめらるゝものとす

（第一號書式）

恤兵寄附金申出書

一金何圓也

右恤兵の爲寄附仕度候間御採用相成度候也

昭和　年　月　日

本籍地

現住所

族稱

官職位勳爵氏　名㊞

（某會社（團体）長（總代）氏　名）㊞

陸軍恤兵部御中

（第二號書式）

恤兵寄贈品申出書

一、何々　　何程
一、何々　此價格金何圓何拾錢
　　何程　此價格金何圓何拾錢

右は恤兵の爲寄贈仕度候間御採用相成度候也

昭和　年　月　日

本籍地
現住所
族稱
官職　位勳爵氏　　名㊞
（某會社）（團体）長（總代）氏名）㊞

陸軍恤兵部御中

◉失明者檢診

日本赤十字社山口支部主催を以て十月二十四日午前十時より午後四時迄赤十字山口支部病院眼科醫長今井良平博士を派遣し萩町公會堂に於て失明者檢診を實施せり本町現住者中五十二名の受診者ありたり

財政經濟

◉自轉車鑑札を無効と爲したる者

十月中紛失の屆出に依り新鑑札を交付し無効の處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及住所氏名左の如し

舊鑑札番號	事由	住所	氏名
無税鑑札一四八九	紛失	玉江浦第二區	玉江浦漁業組合
一四六、九八一	〃	熊谷町	宮本　清一
八六、二〇三	〃	吉田町區	下瀨　新一
一二〇、六五五	〃	戎町區	矢次　甚吉
一四六、九六三	〃	北木間區	林　武雄
八六、一三八	〃	香川津西區	岩本　末藏

土木交通

◉萩驛着終列車の運輸延長を存續方請願

小串線萩驛着終列車は四月より十月の期間を除き自十一月至翌三月の五箇月間は午後八時五十五分を以て終列車と爲し不便少からざるに依り來る十一月以降は年間を通して午後十一時十六分萩驛着終列車の運轉存續方に關し門司鐵道局長並に下關運輸事務所長宛十月十九日付萩町長より請願書を提出したり

◉萩町一の堰普通水利組合創立委員指定

阿武川流域萩町地内一の堰水掛り一帶の地域を以て普通水利組合設置に關しては豫て萩町長より本縣知事宛具申中の處十月二十四日付を以て萩町長を其の創立委員に命ずる旨指令ありたり

社會事象

◉婦人會幹部協議會

十一月二十二日同二十三日兩日間當町公會堂に於て山口縣聯合婦人會幹部協議會を開催せらる正會員長門部各市町村婦人會幹部六十七名の外萩町婦人會より聽講員五十餘名出席山口縣社會教育主事補石川貞右衛門氏は講師として臨席兩日間に亘り寢食を共にし諸般の研究協議を遂げたる末左記申合事項を議決し二十三日午前十一時より閉會式を擧行此の日は特に平井山口縣聯合婦人會長臨席の下に婦人會の使命並事業に付訓話あり豫定の行事を了へ正午過ぎ夫々解散したり

婦人會幹部協議會申合議決事項

私達は山口縣聯合婦人會主催第一回幹部協議會に於て左記事項を申合せ其の實行に努めませう

一、婦人會をして更に趣味ある會合たらしむること
一、家庭教育振興に付ては特に母性愛を發揮すること
一、選擧界の淨化を圖ること
一、生活改善特に結婚問題に關しては昭和四年九月の縣共通勵行事項の實行に努むること
一、家庭生活を一層合理化すること

◉故西村秀造翁頌德碑除幕式

十月十三日午前十一時より志都岐公園内に建設されたる故西村秀造翁の頌德碑除幕式を擧行。當日は故西村翁次男二郎氏及藤田傳太、松林篤、藤田包助岩田山口高等學校長、瀧口吉良、國重政亮、小林作平、林萩町長、萩町會議員其の他新聞記者有志者等多數參列し西村二郎氏の手に依り除幕を行ひ次で自祝の宴に移り發起者松林篤氏より建碑の動機並翁が故田中大將との因緣等を述べ來賓數氏の所感談ありて午後一時散會したり

◉長門峽發昌寺移轉再建報告の典並故田中大將三週忌法會執行

十月二十六日午後一時より當地海潮寺に於て長門峽發昌寺移轉再建報告の典並に故田中大將三周年法要執行導師は東京府澁谷町長泉寺住職柴田得雲師建設發起人總代林萩町長其の他故大將の親族知己町內有志八十餘名參列燒香あり式後禪堂に於て茶菓を饗し盛況裡に終了せり

◉帝展入選者

萩町出身檜崎鐵香氏は帝國美術院第十二回美術展覽會に「雨意」と題する竹に白鷺を書きたるものを出品し入選したり、因に氏は帝展に入選すること六回に及べり

◉火　事

十月二十日午前三時過萩町吉田町區下瀬ハナヨ方より出火し二階建の同家を燒き隣接せる小間物商古川數三及旅館業辻屋松藏宅に延燒したり、時を移さず公設消防組及私設消防組等出動し消火に努めたるも遂に前記三戶を燒失し五時頃鎭火したり發火の場所は商業區域に屬し附近には活動常設館、工場醫院及寺院等櫛比し一時は非常なる混雜を呈せり原因は臺所の焚火の不始末に原因するものゝ如し

この火災中第一部中島小次第二部三好消防手第四部吉村消防手は打撲傷を負ひ直ちに附近醫師の治療を受けたり

◉公人及私人

大阪市武本汎愛家政學校長並職員生徒二十五名は史蹟見學の爲十月二日來萩　□

毛利公爵閣下は懷恩會に列席の爲十月三日來萩六日防府町へ歸舘　□

三木本縣地方事務官一行は縣會議員總選擧事務の爲十月三日來萩　□

國有財產調查員奧平昌恭伯爵一行は萩町視察の爲十月三日來萩　□

兒玉右二代議士並板谷代議士は史蹟見學の爲十月六日來萩　□

篠崎本縣社會主事は兒童遊園設置協議會に列席の爲十月九日來萩　□

榊原、關西滿洲青年聯盟母國派遣員は滿洲事情講演の爲十月十一日來萩　□

室積女子師範學校生徒五十名は池田敎諭に引率され史蹟見學の爲十月十五日來萩　□

三浦東京帝國大學敎授は史蹟見學の爲十月十九日來萩　□

松山師範學校專攻科生徒五十名は史蹟見學の爲十月二十三日來萩　□

金光門司稅關長外高等官數名は史蹟見學の爲十月二十五日來萩　□

廣島師範學校專攻科生徒五十名は史蹟見學の爲十月二十五日來萩

□

清水谷本縣學務部長は木村縣屬を從へ失業救濟情況並中等學校視察の爲十月二十六日來萩

□

江口、武重兩縣屬は臨時出納檢閲の爲十月二十七日來萩

□

猪瀨本縣林務課長は武久本縣農林技手と共に大日本山林大會終了挨拶の爲十月二十八日來萩

□

田中文部省事務官は武智本縣視學官と共に萩商業學校視察の爲十月二十九日來萩

□

廣島縣敎育會婦人部員四十名は史蹟見學の爲十月二十九日來萩

◉火の元用心

追々火を近付くる頃となり頻りに火事が起ります から一層火の用心をすることゝ致しませう

◉名勝長門峽探勝者

十月中入峽者	二、六九四人
内譯	
中途より長門峽驛に引返したる者	一、二四九八
長門峽を探勝し萩町に出てたる者	一、二七八
萩町を經て長門峽を探勝したる者	一六七

◉假埋葬死体引渡

九月十六日椿町田中太郎吉氏所有の發動機船萩港へ歸航中豐浦郡角島村附近に於て氏名不詳の男子漂流屍体を拾得本町に於て準行旅死亡人として之を假埋葬に附したる處右屍体は豐浦郡神田村角野庄七なることと判明し十月二十八日其遺族に引渡を了したり

衛生

◉十月中傳染病患者の狀況

	十月中	九月迄	内死亡者累計	患者累計
ヂフテリヤ	二人	九人	一人	一一
疫痢	一	一五	一〇	一六
腸チブス	丨	一五	四	一五
パラチブス	丨	四	丨	四
赤痢	一〇	八	四	一八
疑似赤痢	一	七	二	八
計	一四	五八	二一	七二

◉十月中死亡者埋火葬別

		十月中	九月迄	計
火葬	男	二四人	一五五人	一七九人
	女	三〇	一七〇	二〇〇
	計	五四	三二五	三七九
埋葬	男	一〇	八三	九三
	女	一一	九四	一〇五
	計	二一	一七七	一九八

◉十月中死亡者病類別

病類別	十月中	九月迄	計
腸チブス疫痢其の他地方病	七人	一二人	一九人
感冒	丨	一四	一四
結核性	一〇	六五	七五
癌及惡性腫腸	八	三〇	三八
腦膜炎	三	二一	二四
腦出血及腦軟化	九	三六	四五
心臓の器質的疾患	七	四五	五二
急性氣管支炎	一	三	四
慢性氣管支炎	一	九	一〇
肺炎及氣管支炎	丨	三九	三九
其の他呼吸器病(肋膜炎)	三	一七	二〇
胃の疾患	四	一五	一九
下痢及腸炎	一	一一	一二
脫腸及腸管閉塞	丨	一	一

産褥熱	—	一	一
萎縮腎	二	八	一〇
腎臓炎	一	一二	一三
先天性弱質及乳兒固有の疾患	七	四九	五六
老衰	三	五八	六一
外因死	二	一二	一四
其の他の疾患	六	四四	五〇
計	七五	五〇二	五七七

人事

◉萩町の人口動態

	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
昭和六年十月中	五三	五	一〇八	九七	五
一月以降累計	五二九	五五	一〇五	七九三	四七

◉十月中出生届出の者

○印は本籍なき者

區名	戸主との續柄	氏名	出生年月日
東濱崎町	宗一二男	上田實	昭和六年九月廿日
香川津	彌三郎八男	永田忠助	全 廿三日
河添	清槌孫	山縣正美	全
濱崎町	鹿藏五男	刀彌政次	全 二十日
平安古町	基介四男	湯淺勝重	全 廿一日
越ヶ濱	金一孫	黑澤信子	全 廿六日
西田町	良七長女	中野靖子	全 廿七日
平安古町	治三弟	○岩本幹人	全 廿六日
鶴江	清吉孫	山本善子	全 廿八日
全	松次郎二女	村木滿子	全 廿六日
津守町	重藏長男	山根博太郎	全 十月三日
熊谷町	十五郎四女	高佐屋敦子	全 九月十九日
東田町	寅一五男	大久保光雄	全 廿二日
呉服町二丁目	富三郎孫	若木勝利	全 廿六日
山田	永次郎孫	中島滿夫	全 廿二日
堀内	久吉三男	角本文彦	全 三日
細工町	善俊長男	春若博	全 十月一日
下五間町	竹五郎姪	杉本みさ江	全 九月十三日

區名	戸主との續柄	氏名	出生年月日
櫓屋町	丑太郎二女	守田麗子	全 十八日
玉江浦	茂二女	時山多喜子	全 廿九日
香川津	榮吉孫	山村フサコ	全 廿七日
濱崎新町	秀藏庶子男	岡村浩	全 廿五日
越ヶ濱	彌三郎三男	末武禮三	全 廿八日
全	音松七女	末武八枝子	全 廿七日
春若町	金八六女	西村シズ子	全 廿五日
濱崎新町	春藏三男	藤井康輔	全 廿四日
古萩町	專介五男	田中憲亮	全 三月十二日
浦小畑	留藏孫	木村良輔	全 九月廿四日
越ヶ濱	文太郎四男	○北里ハツ子	全 十八日
川島	多門孫	坪井ハツ子	全 三十日
下五間町	重治長男	木村重博	全 廿八日
南片河町	政吉二男	○藤原忠次	全 十月一日
北古萩町	周平四女	永岡良子	全 五日
香川津	平藏孫	○本田清博	全 九月廿八日
松本市	直次郎五男	河村善一	全 三十日
前小畑	太郎槌二女	村木節子	全 廿九日
山田	吉右衛門五女	來島一枝	全 十月二日
越ヶ濱	五郎長男	青野博之	全 三日
玉江浦	秀雄長男	中山哲夫	全 十五日
越ヶ濱	甚助孫	山本妙子	全 九月三十日
平安古町	寅之助甥	柳屋良博	大正十五年十月廿一日
青海	稔一二女	富田靖子	昭和六年九月廿六日
北古萩町	與市從妹	川村千里	全 十月七日
前小畑	三槌三女	野間千代子	全 一日
土原	梅五郎孫	大田和美	全 六日
山田	金槌全	上出米子	全 七日
川島	敬太郎全	中田美津子	全 六日
吉田町	宗次郎全	○松本春美	全 三日
濱崎新町	嘉七甥	三浦晃	全
鶴江	谷七三男	羽鳥博	全 六日
船津	利作長男	伊藤弘祐	全
堀内	愛資姪	藤村孝子	全 四日
北片河町	榮郎孫	○渡邊千代子	全 八日
上野	熊槌長女	三輪文子	大正二年十月一日
全	熊槌長男	三輪三郎	全六年十二月十五日
上野	熊槌二女	三輪花子	大正九年三月十五日
全	熊槌三女	三輪スヱ子	大正十三年十一月十日
香川津	孫介孫	石川紀米笑	昭和六年十月十一日

舟津	傳孫	西村精二	仝	九日
浦小畑	七五郎二女	明賀千勢子	仝	十二日
土原	民次郎孫	櫻井孝子	仝	十一日
雜式町	利義従弟	中村六郎	仝	一日
唐樋町	常吉孫	水津信子	仝	十四日
金谷	源助孫	佐々木洋介	仝	三日
松本市	淸一長女	佐伯安子	仝	六日
椎原	亡春三長男	中村敬三	仝	十日
越ヶ濱	太三郎二女	井町玲子	仝	
南片河町	十之進六男	宮本之郎	仝	八日
平安古町	光雄長男	助石俊治	仝	十日
濱崎町	長衛四女	綾木郁子	仝	二日
濱崎町	勇介長女	朝田君子	仝	五日
江向	初造甥	原田豐	仝	十四日
鶴江	正七長女	藤山紀代	仝	十五日
濱崎町	六藏孫	久保咲江	仝	十日
上五間町	道太郎二男	○村越弘昇	仝	十二日
椿町	百合政孫	河村絹江	仝	十二日
上野	花江従弟	久保川輝昭	仝	九日
鶴江	實平二男	正木恒一	仝	十五日
河添	邦助孫	北野都子	仝	十日
惠美須町	治郎一従弟	中野順之	仝	六日
鹽屋町	三次郎孫	武藏谷敏子	仝	十八日
越ヶ濱	要藏二男	上村金房	仝	八月三日
吉田町	信助長男	下瀨康次朗	仝	十月十五日
今古萩町	英一長女	中澤申子	仝	九日
堀内	莊介三女	立野尙子	仝	十三日
仝	莊介二女	立野典子	仝	
越ヶ濱	與七郎孫	秋穗トミヱ	仝	
濱崎町	亡ユメ孫	藤川長一	仝	十日
平安古町	新吉庶子女	末富幸子	仝	十四日
金谷	千代藏孫	○長澄繁雄	仝	六日
中ノ倉	平藏孫	大谷悅子	仝	十七日
土原	喜助二男	三戸容一	仝	十五日
倉江	音松六男	藤崎政夫	仝	十八日
鶴江	梅吉三男	梅尾吉一	仝	十八日
越ヶ濱	巖庶子女	秋守八重子	仝	十五日
前小畑	淸輔二男	岡田隆英	仝	十一日
玉江	淸七二女	木島澄子	仝	十三日
玉江浦	勘次郎五女	若松米子	仝	十五日

倉江	ヌヱ孫	綿屋美津子	仝	十七日
玉江	市藏孫	西村サチ子	仝	五年一月三日
土原	吉三甥	山根義則	仝	六年十月十六日
北古萩町	亘長男	○杉山彌一郎	仝	二十日
濱崎町	新吉孫	大島澄江	仝	廿四日
金谷	武雄三男	田中澄雄	仝	十七日
上野	鶴光三男	桑原優	仝	十五日
江向	春淸孫	竹下達惠	仝	十八日
沖原	直次郎孫	大山顯	仝	廿二日
越ヶ濱	簑槌孫	木原禮子	仝	十六日
仝	三四郎二男	田中文治	仝	十六日
香川津	定夫二女	近藤智子	仝	廿三日
玉江	己三郎孫	岩野鐵夫	仝	十八日
唐樋町	卯吉二女	○村山喜代子	仝	二十日
北古萩町	八藏長女	伊藤惠美子	仝	廿三日
西田町	政吉孫	山本和子	仝	廿二日
川島	二郎二女	平野玲子	仝	十八日
越ヶ濱	甚助ノ婦ノ子	大枝ハル	仝	廿六日
小原	鹿藏孫	伊藤ユリ子	仝	二十日
川島	五作長男	高橋五郎	仝	

◉十月中死亡届出の者

○印は本籍なき者

區名	戸主との續柄	氏名	死亡年月日
川島	直信兄	吉田敦三	昭和六年九月三十日
吉田町	六藏四女	辻屋シズ子	同 廿八日
玉江浦	吉之進五女	原田文子	同 三十日
土原	タケ母	○山本クリ	同 十五日
吉田町	戸主	中村音次郎	同 三十日
越ヶ濱	亡彌吉弟好松妻	藤田ハル	同 十月一日
江向	戸主	井上源太	同
北古萩町	利吉三男	三浦博人	同 九月廿八日
御許町	市重母	岩崎キヨ	同 廿五日
鶴江	戸主	中村善吉	同 十三日
同	文太郎婦	○畠中ヨシ子	同 十月一日
小原	德治妹	岩崎秀子	同 二日
東田町	吉郎養母	增山ツル	同
山田	梅之進母	京野ヒサ	同 三日
浦小畑	戸主	松村セキ	同 二日
濱崎新町	博太叔母	室屋オコト	同

平安古町	喜九六女	高村 笑子	同	
東田町	九一長男	中村 秀祐	同	九月十五日
濱崎町	常七七男	吉田 七男	同	廿九日
雜式町	五郎二男	榎谷 傎	同	三十日
南片河町	治郎吉父	島田 香松	同	十月四日
前小畑	順藏四女	田中 安子	同	九月廿八日
東濱崎町	戸主	能美百合松	同	十月三日
米屋町	戸主	口石 エツ	同	四日
今魚店町	碚次妻	森岡 ヒテ	同	七日
前小畑	忠一弟妻	谷 育代	同	六日
古魚店町	榮三郎二男	大賀 義之	同	三日
沖原	豊妻	上田 君子	同	二日
川屋敷	敬之助妻	柳 ハム	同	九日
堀内	元一孫	河崎 昭之	同	七日
南片河町	政吉二男○	藤原 忠次	同	八日
前小畑	周藏三女	前田 君子	同	九日
鶴江	榮太郎四男	小野田尙文	同	四日
南古萩	萬槌三女	田村 アサ	同	八日
川島	松藏孫	堀 昌子	同	十日
香川津	戸主○	内田龜太郎	同	九日

中津江	喜一五女	金子 節子	同	十一日
東田町	九二資母	板垣 ヨシ	同	五日
木間	義貞長男	折戸 守	同	十日
舟津	經雄母	羽鳥 トラ	同	十一日
江向	藤助長女○	長野 光枝	同	十日
古萩町	戸主○	池田甲太郎	同	
惠美須町	戸主	中村 松三	同	八日
玉江浦	五郎妻	森本 サレ	同	十三日
山田	長藏妻	山下 チヨ	同	
香川津	戸主	田中 孝	同	
堀内	戸主	河内山太輔	同	十二日
唐樋町	彌一姪○	高原 壽子	同	
御許町	種一妻○	森 ヒサ	同	十三日
濱崎町	戸主	中尾 勘藏	同	
越ヶ濱	戸主	藤田 彌吉	同	十四日
土原	助之進三女	花田ノブ子	同	十一日
河添	哲次郎二女	尾川 靜枝	同	十六日
河内	萬槌父	田村初太郎	同	十五日
笠屋	新一繼父	楊井多治郎	同	
同	新一弟	楊井 信義	同	十四日

濱崎町	眞一長男	金子 弘	同	十五日
前小畑	卯一孫	田中 二郎	同	
倉江	要槌三男	岡 辰夫	同	十六日
川島	戸主	吉岡 良一	同	八日
香川津	與吉孫○	永見 儀次	同	十五日
木間	戸主	宮本 道春	同	十八日
越ヶ濱	市藏祖母	末武 キワ	同	十五日
玉江浦	傳吉七男	坂本 登	同	十九日
倉江	恒祐叔母	井上 チナ	同	
平安古町	戸主	伊藤 恭重	同	十四日
今魚店町	秀雄叔父	堀 甚五郎	同	十六日
川島	秀吉祖母	阿武 ナヲ	同	十九日
舟津	茂一長男	河崎 茂夫	同	十八日
土原	戸主	倉増 久三	同	十九日
越ヶ濱	音一孫妻	末武 モヨ	同	十月廿四日
瓦町	正藏母	善甫 コウ	同	廿一日
土原	戸主	岡崎七五郎	同	
鶴江	戸主	坂田 孫	同	廿二日
古萩町	幾助父	岩川 萬吉	同	
堀内	莊介三女	立野 尙子	同	廿一日

同	莊介二女	同 典子	同	二十日
津守町	戸主	難波 三藏	同	
前小畑	三槌三女	野間千代子	同	二十三日
堀内	愛資弟妻	藤村 志津	同	十二日
御許町	治三郎妻	柳井 サチ	同	十七日
土原	繁熊二女	黑川 富子	同	十四日
江向	戸主	阿部 時輔	同	二日
堀内	一三姉	小野 コト	同	廿三日
瓦町	幸一母	前田 トキ	同	廿六日
濱崎町	忠一母	伊勢島ヨシ	同	
土原	亡與吉妻	金田 ナカ	同	二十日
惠美須町	三吉長男	林 信助	同	廿五日
米屋町	吉久母	中村 ハツ	同	
舟津	作之助二男	河内 幹彥	同	廿二日
西田町	虎之進孫	上田貞次郎	同	二十日
古萩町	種吉弟	三浦 又吉	同	廿二日
後小畑	鶴松孫	金子 孝則	同	廿七日
椎原	戸主	藤田福三郎	同	廿六日
越ヶ濱	戸主	藤田 與十	同	廿五日
北古萩町	亘長男○	杉山彌一郎	同	廿六日

山田	戸主	山下龜藏	同	廿八日
今古萩町	助七長男	中川勇	同	廿三日
越ヶ濱	二三二男	兒玉良介	同	廿七日
唐樋町	佐太郎妻	大草ウメ	同	廿八日
同	戸主	藤原音吉	同	十八日
越ヶ濱	彦太郎母	後藤チセ	同	廿七日
東濱崎町	舛一養子	久保堤	同	廿四日
津守町	戸主	河野藤作	同	廿六日
河添	戸主	平川與治	同	三十日
金谷	亡萬吉孫	竹本養造	同	廿一日
越ヶ濱	甚助婦ノ子	大枝ハル	同	三十日
椎原	默要長男	桂良典	同	
江向	治郎吉母○	阿武ルキ	同	廿九日

入寄留	二四	二二	四六	九一六
復歸	一三	一三	二六	一一二
計	三七	三五	七二	一〇二八

◉十月中出寄留及退去屆出の者

○印は退去の者

區名	戸主との續柄	氏名	出寄留又は退去の年月日
鶴江	爲輔長男	伊藤長熊	昭和六年八月四日
土原	亡惣吉家族	松村久雄	仝 九月十日
江向	壯介三男	島田龍郎	仝 二十八日
津守町	欽爾弟	世良武雄	仝 八月三十一日
仝	母	仝 キク	仝
川島	良助甥	工藤松次郎	仝 九月十八日
今古萩町	義明長男	河村一郎	仝 二日
江向	戸主	山田ヨネ	仝 二十一日
今古萩町	豐德從兄	松本繁雄	仝 八月十三日
鶴江	松次郎二女	村木滿子	仝 九月二十六日
濱崎新町	六三郎長男	西本政一	仝 二十日

◉十月中出入寄留者數統計

	男	女	計	一月以降累計
出寄留	三五人	二四人	五九人	六四八人
退去	五	七	一二	一八〇
計	四〇	三一	七一	八二八

仝	戸主	坪野彦一	仝 二十三日
仝	妻	仝 イチヨ	仝
仝	弟	仝 正平	仝
香川津	秀治弟○	恩塚廣	仝 二十二日
玉江浦	音松二男	礒部勉	仝 二十一日
江向	豐藏二男○	堀昭夫	仝 十二日
吳服町一丁目	信一長女	齋藤文江	仝 十月六日
川島	吉郎婦	笹村靜子	仝
平安古町	多介長男	頓野孝夫	仝 十月三日
仝	耕一弟	阿武四郎	仝 一日
今古萩町	貢養子	田中登	仝 九月二十三日
船津	重五郎二女	河村操子	仝 七月三十一日
瓦町	戸主○	大賀金吾馬	仝 九月一日
仝	妻○	仝 鏡子	仝
濱崎新町	松次郎孫	大草一男	仝 十月二日
仝	仝	仝 年子	仝
大谷	茂一孫	泉三郎	仝 十月八日
鶴江	戸主	岩崎作松	仝 十月十三日
仝	母	仝 マツ	仝
仝	甥	仝 正彦	仝
仝	戸主	今中坂重吉	仝
仝	妻	仝 タケ	仝
仝	長女△	仝 八重子	仝
仝	二女△	仝 光子	仝
上野	戸主	黑川清	仝 九日
濱崎町	長衛四女△	綾木郁子	仝 十四日
御許町	耕一孫○	高山美惠子	仝 一日
堀內	亡讓輔妻	金山まつ	仝 七日
金谷	戸主	國安忠亮	仝 十一日
仝	妻	仝 まつの	仝
仝	長女	仝 豐子	仝
仝	二女	仝 美代子	仝
仝	三女	仝 淑子	仝
仝	四女	仝 八重子	仝
仝	弟	仝 健藏	仝
仝	妹	仝 房	仝
東田町	亮三妻○	寺戸イクノ	仝 二十日
仝	長女○	仝 孝子	仝
仝	二女○	仝 吉榮	仝
無田ヶ原	淸輔二男	岡田隆英	仝 二十一日
土原	吉三甥	山根義則	仝 二十二日

後小畑	戸主	小野村幸吉	仝　十四日
仝	妻	仝　ヒデ	仝
仝	長男	仝　芳友	仝
仝	孫	仝　ミツエ	仝
仝	孫	仝　幸友	仝
仝	孫	仝　博	仝
仝	孫	仝　薫	仝
香川津	正夫妹○	益森　節	仝　二十一日
越ヶ濱	要藏妻	上村セキノ	仝　十九日
仝	二男	仝　金房	仝
中ノ倉	市郎二男	佐々木惠濟	仝　二十日
江向	茂一孫	樽屋　寛	仝　六日
細工町	馨弟	渡邊　安	仝　十六日
香川津	戸主○	崎山富次郎	仝　二十七日
仝	妻○	仝　リキ	仝
仝	長男○	仝　才辰	仝
仝	長女○	仝　キヨ子	仝
土原	猪三郎長男○	原川　經弌	仝　九月二日
仝	俊男庶子男	寺戸　輝行	仝　十月二十一日

◎十月中入寄留及復歸屆出の者

○印は復歸の者△印は町内轉寄留の者

區名	世帯主との續柄	氏名	入寄留又は復歸の年月日
川島	世帯主	石橋三治郎	昭和六年九月三十日
仝	妻	仝　せき	仝
仝	長女	仝　ヨン子	仝
仝	長男	仝　博三	仝
仝	二女	仝　綏子	仝
仝	三女	仝　文子	仝
濱崎町	世帯主	西村　猪八	仝　十月一日
仝	妻	仝　タツ子	仝
仝	長男	仝　八十郎	仝
仝	二女	仝　信子	仝
平安古町	世帯主△	岩本　益雄	仝
仝	妻	仝　千代	仝
仝	長男△	仝　一民	仝
仝	長女△	仝　志都子	仝
仝	二男	仝　幹夫	仝

津守町	西村熊一緣故者	森和喜造	仝　六日
土原	世帯主八	井上　茂夫	仝　七日
仝	妻△	仝　とら	仝
仝	長男△	仝　一雄	仝
仝	二男△	仝　政美	仝
仝	三女△	仝　琳代	仝
香川津	世帯主	大井屋重吉	仝　十八日
仝	妻	仝　キク	仝
仝	長男	仝　彌太郎	仝
仝	五男	仝　清吉	仝
仝	七男	仝　益治郎	仝
仝	二男△	仝　總十郎	仝
倉江	世帯主○	杉本　ツル	仝　五日
仝	長女○	仝　ヒサコ	仝
仝	長男○	仝　政雄	仝
仝	二女○	仝　サヨ子	仝
御許町	世帯主	梶塚　魁	仝　九月三十日
玉江	世帯主	福島　喜藏	仝　十月四日
川島	世帯主○	廣瀨　孫一	仝　九月二十五日
仝	妻○	仝　ナツ	仝
仝	長男○	仝　忠	仝
仝	貞一二女○	山縣美智予	仝　十月二日
中倉	世帯主○	藤原マツ子	仝　六日
仝	長女○	仝　文子	仝
仝	二女○	仝　良江	仝
仝	長男○	仝　辰生	仝
仝	弟○	仝　清	仝
吉田町	伊勢松長女△	末武ハル	仝　十日
浦小畑	世帯主○	山本　三藏	仝　十一日
仝	妻○	仝　ツル	仝
仝	長男○	仝　倉一	仝
仝	二男○	仝　勇	仝
仝	長女○	仝　玉代	仝
仝	三男○	仝　重治	仝
仝	スエ養子○	古見　音熊	仝
仝	武之助長女○	豐田　綱子	仝　九月五日
後小畑	吉松二女○	中村八重子	仝　九月二十三日
仝	三女○	仝　ウメコ	仝
川島	惠七四男○	有馬　芳昭	仝　十月二十日
江向	喜代藏母○	友廣　タネ	仝　二十三日

平安古町	世帶主	仝 田中ヨネ	仝	廿六日
仝	長女	仝 操	仝	
仝	長男	仝 博	仝	
仝	二男	仝 繁雄	仝	
惠美須町	世帶主	八木澤 元	仝	十五日
仝	仝	○岡田 良熊	仝	三十日
仝	妻	○仝 ミサオ	仝	
仝	長女	○仝 政子	仝	
仝	二男	○仝 甫	仝	
同	四男	○同 晏	同	
越ヶ濱	藤田市助縁故者	村田 孝	同	九月一日
濁淵	世帶主	對重 鶴松	同	十月十日
同	妻	同 ミコ	同	
同	長女	同 喜代子	同	
御許町	世帶主	高杉 義雄	同	十五日
同	內縁ノ妻	清水タネヨシ	同	
霧口	幸坂龜藏孫	岡村 一治	同	二十日
平安古町	世帶主	△田中 秀一	同	
船津	世帶主	△案野 市松	同	二十五日
同	妻	同 シズ	同	
同	孫	同 泰司	同	
同	孫	同 鏡子	同	
呉服町二丁目	世帶主	近藤 昇	同	二十日
同	妻	同 ハル子	同	
下五間町	世帶主	大谷 杵	同	三十日
同	妻	同 フク子	同	
同	長女	同 葉子	同	
同	二女	同 田鶴子	同	
同	三女	同 綠	同	

◉受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和六年十月中

罪名	人員 萩町に現住する者	人員 萩町に現住せざる者	計	一月以降累計	前月一月以降十月迄の累計
賭博	丨	一	一	一五	二四
詐欺横領	一	丨	一	一四	二〇
窃盗	丨	一	一	八	九

機船底曳網漁業取締規則違反	丨	二	二	二九	三二
通貨及證券模造取締法違反	丨	丨	丨	一	丨
飲食物防腐劑取締規則違反	丨	丨	丨	一	丨
住居侵入窃盗	丨	丨	丨	一	三
傷害	丨	丨	丨	二	一〇
殺人	丨	丨	丨	一	丨
失火	丨	丨	丨	二	三
阿片煙販賣	丨	丨	丨	一	丨
銃砲火藥取締違反	三	丨	三	三	三
賣藥法違反	丨	丨	丨	三	一
度量衡法違反	丨	丨	丨	丨	一
暴力行爲等處罰違反	丨	一	一	一	二
自動車取締令違反	丨	丨	丨	三	三
議員選擧法違反	丨	丨	丨	丨	三
印紙税法違反	丨	丨	丨	丨	一
漁業法違反	丨	丨	丨	六	二
業務上過失致死	丨	丨	丨	丨	二
森林法違反	丨	丨	丨	丨	一
差押標示損壞	丨	丨	丨	一	丨
船員法違反	丨	丨	丨	一	丨
結核豫防法違反	丨	丨	丨	丨	一
關税法違反	丨	一	一	一	丨
山口縣警察犯處罰令違反	丨	丨	丨	一	三
地方競馬規則違反	丨	丨	丨	丨	一
牛乳營業取締規則違反	丨	丨	丨	丨	一
計	四	六	一〇	九五	一一六

雜事

◉十月中萩町日誌

本月報登載外のもの

二日　人丸神社例祭に付藤本書記代參

三十一日　山口縣會議員總選擧投票所關係吏員事務打合會開催

六日　縣社春日神社例祭に付林町長參向
十一日　白山神社例祭に付藤本書記代參
町公會堂に於て滿洲青年聯盟母國派遣員に依る時局に關する講演會開催
十二日　本縣婦人會に關し町衙に於て萩町聯合主婦會役員會開催
十三日　土原官祭招魂祭執行に付岡田書記代參
十四日　縣社椿八幡宮例祭執行に付岡收入役代參
十五日　縣社志都岐山神社例祭執行に付岡收入役代參
山林大會出席者來萩に關し旅館組合員と協議會開催
十六日　鄕社三見八幡宮例祭執行に付村木書記代參
十七日　萩商業學校主催縣下小學校兒童体育大會を同校運動場に於て開催
二十二日　若宮神社例祭執行に付東木間區長代參
二十三日　町衙に於て阿武、大津兩郡兵事主任集會開催
二十五日　多越神社例祭執行に付平川書記代參
二十六日　玉江神社例祭執行に付岡收入役代參
三十一日　町衙に於て萩町養蠶實行組合設立協議會開催

◉讀者の聲

本雜事欄の中に「讀者の聲」といふ項を設け主として萩町の公益增進に關し讀者諸彥より希望せらるゝ事項につき二十三字詰三行以内を限度とし之を掲載することゝして居ます

匿名にても差支へありませんから振つて御投稿を御願ひ致します

◉納税のすゝめ

本月の税金は國税宅地租第一期分、營業收益税第二期分同附加縣税、同附加町税、資本利子税第二期分、縣税營業税、同附加町税、縣税雜種税、同附加町税、縣税家屋税、同附加町税の十一種にして其の納期は月末であります。尙左の通出張徵收を致しますから御利用下さい

十一月二十八日

木間小學校
山田信用組合
玉江浦說教所
椿信用組合
椿東記念館
積善信用組合雁島支部
鶴江公會堂
小畑浦公會堂
越ヶ濱上水道事務所

昭和六年十一月

萩町税務課

◉敢て町產業技術員の御利用を望む

萩町の產業を增進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水產業一人養蠶業一人の外に囑託技術員として普通農事一人を置いております是等の人達は全く机上の仕事を爲す者では無く町內當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆樣が之を御利用下さればこそ萩町の生產業を進步發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を經て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる樣致しますす敢て御利用を望む

尙は右技術員の人達が町內を巡回の際皆さんの田畑園地其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約葉書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を揭け置き御注意を促すことゝ致しておりますから右樣御承知置きを願ひます

萩町勸業課

稟告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば本月報をして町民諸子の自治制度上に於ける常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を增進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を增加し編輯上其の責任の重大なるを感ぜらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報編輯者

發行要項

一、發行　毎月一回十五日發行
一、購讀料　一ヶ月　金拾八錢（郵税共）
六ヶ月分　金壹圓（同上）
一ヶ年分　金壹圓八拾錢（同上）

昭和六年十一月十三日印刷
昭和六年十一月十五日發行

編輯兼發行者　萩町長　林勇輔
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地
印刷者　荒瀬德治
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地
印刷所　信清舍印刷所
發行所　山口縣萩町役塲
振替口座下關一一七三六番
山口縣阿武郡萩町大字西田町
取次所　藤川書店

萩月報
昭和六年十一月十三日印刷納本
昭和六年十一月十五日發行
（昭和五年五月六日第三種郵便物認可）
毎月一回十五日發行　第四十四號